

令和2年第4回大洗町議会定例会

議事日程（第3号）

令和2年12月2日（水曜日） 午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	小沼正男君	2番	勝村勝一君
3番	櫻井重明君	4番	伊藤豊君
5番	石山淳君	6番	柴田佑美子君
7番	飯田英樹君	8番	今村和章君
9番	和田淳也君	10番	海老沢功泰君
11番	坂本純治君	12番	菊地昇悦君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	國井豊	副町長	齊藤久男
教育長	飯島郁郎	町長公室長	小沼敏夫
まちづくり推進課長	渡邊澄人	税務課長	五上裕啓
福祉課長	小林美弥	こども課長	小沼正人
健康増進課長	佐藤邦夫	生活環境課長	磯崎宗久
都市建設課長	渡邊紀昭	上下水道課長	田中秀幸

事務局職員出席者

事務局長	田山義明	議会書記	栗毛由光
------	------	------	------

○議長（小沼正男君） 会議開催に当たり申し上げます。今定例議会は、コロナウイルスの感染拡大防止および傍聴に来る方の健康を守る観点から、傍聴を自粛していただくことといたしました。

また、議員、執行部一同、新型コロナウイルスの予防および拡大防止のため、マスク着用にて出席をいたします。

続きまして、携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定して下さるよう、お願いいたします。

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（小沼正男君） ただいまの出席議員は12名であります。

本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（小沼正男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、5番 石山 淳君、6番 柴田佑美子君を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（小沼正男君） 本日の議事日程および執行部出席者名簿はお手元に配付いたしました。

◎一般質問

○議長（小沼正男君） 日程第2、町政を問う一般質問を行います。

通告順位、質問要綱は、お手元に配付しました一覧表のとおりであります。

◇ 石 山 淳 君

○議長（小沼正男君） まず、5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） 皆さん、改めましておはようございます。今日は、國井町長が町長に就任されてから2カ月経ちまして、毎日ご多忙のご様子で何よりだなと思います。まして私と國井町長は小

学生からの同級生ということで、もうかれこれ50年ぐらいの付き合いになります。一番私が今まで印象に、國井町長が残っているというのが、高校3年生の夏休みですね、私の家に突然訪ねてきて、自分は今から大学に行って政治家になるんだというような話を受けまして、その時に確か高校3年生の一番その1学期か何かの修了式の日だったと思うんですが、その時にすごい人がいるんだなと思った覚えがあります。その時に、その時がきたら応援しますよというようなことを言った覚えがありまして、それから37年後にですね、この席でまさか私が國井町長に質問することになるとは思いもしませんでした。國井町長は大変町会議員も5期20年務められまして、大変その選挙なんかで苦労されてですね、やっとの思いで町長にご就任されたわけですから、職員の皆さんと力を合わせてですね、町の町政の歩みを、力強い歩みをしていただければと思います。

そして、今日はですね、私の質問内容としましては5つありまして、1つは第6次総合計画と第5次総合計画の大きな違い、2点目は、将来人口を改めて推計し、人口ビジョンの見直し、3番目、町民3,000人のアンケート調査結果について、4番目は、財政マネジメントの強化、歳入確保、歳出の抑制、5番目は、職員と組織の質の向上についてを質問させていただきますが、5番の職員と組織の質の向上につきましては、本日、総務課長が不在ということなので、答えられたら結構なので、答えていただきたいと思います。

まず1点目、第6次総合計画、今、ちょうど策定中だとは思いますが、先日の全員協議会のほうで骨組みの説明はありました。それで、この第5次総合計画とのですね第6次総合計画の大きな違いをまず1点お伺いをいたします。

○議長（小沼正男君） まちづくり推進課長 渡邊澄人君。

○まちづくり推進課長（渡邊澄人君） 石山議員のご質問にお答えいたします。

第6次大洗町総合計画の第5次計画との相違点というところでご質問いただきました。

まず、第6次大洗町総合計画につきましては、基本計画の期間につきましては、社会情勢や町民ニーズへの柔軟な対応や首長の任期期間と合わせるのが妥当であると考えたため、基本計画の期間を4年間、それまでの5年間から4年間にしたところがございます。そして、基本構想の期間についても、これまでの基本構想が10年間であったことも踏まえ、基本計画を前期、中期、後期に分けて12年間としたというところがございます。

また、これまで総合計画とは別々に策定しておりました、まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略につきましても、わかりやすさと効率化を図るとともに、総合計画との相乗効果を発揮させるため、一本化を図ったところがございます。

総合計画の内容につきましては、まさに先月11月4日に第1回審議会を開催したところございまして、方向性も含めて議論中のところでございますが、今後、内容がある程度かたまり次第、議会の皆様にも適宜ご説明をしてみたいと思います。

また、議会の代表として小沼議長様、飯田議員様にもご協力をいただいておりますので、この場を借りまして改めて御礼申し上げます。

審議会のなかでは、一般的にありがちな事務局案ありきで進めるのではなく、委員の皆さんとゼ

ロベースからの議論を重ね、将来の大洗町をどのような方向性へもっていくのか、それにはどのような取り組みが必要なのか、現場の声や真剣な議論に支えられたしっかりとした計画をつくってまいります。

○議長（小沼正男君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） ご説明ありがとうございます。今の説明のなかで経営というような、この間、先日、運営というよりは町長のほうから経営というようなことになるということをお伺いしてはいますが、国井町長が議員時代にですね2007年12月定例会でNPMの実践ということとということで一般質問をされております。それはNPMというのは、ニュー・パブリック・マネジメントといたしまして、ここでその議論はちょっと、理論は説明は省略はさせていただきますけれども、要はそのニュー・パブリック・マネジメントというのは何だということになれば、要は公共政策においても民間企業において行われているような経営手法を取り入れて公共サービスを提供する概念、簡単にいうとそんなことだと思います。まさしく今、国井町長がこのたび第6次総合計画を策定するに当たっての基本的な考えを議員時代に当時の執行部に提言されていたことを自ら今後実践することになるのだらうと思います。

そこで、もう一点お伺いいたしますけれども、人口ビジョンを基に人口減少問題の克服と地域経済の持続的な発展を目指した基本構想、基本計画を策定とありますが、人口目標設定につきましては、第5次では目標値が1万8,000人ということになっております。いつも私思うんですけども、この人口ビジョン策定するのは結構なんですけども、ちょっと乖離がありすぎるのかなというところをちょっと感じてまして、その人口目標値の算出の方法と根拠をまちづくりの課長にお伺いをいたします。

○議長（小沼正男君） まちづくり推進課長 渡邊澄人君。

○まちづくり推進課長（渡邊澄人君） 人口ビジョンについてご質問ございましたのでお答えいたします。

前回策定した総合戦略、最新のところでは平成28年に策定しました総合戦略の段階ではですね、当時の国立社会保障研究所の分析では、大洗町は2020年には1万6,449人、2040年には1万2,485人になるというふうに分析をされてございました。それで、その当時、総合戦略で示した各種施策を実行することにより、2020年までに社会増減が均衡し、2040年までに出生率が2.0まで遡増し、更には5年ごとに30人程度の若い方の転入があるというような形で推計したところ、2020年時点では1万6,805人、2040年には1万5,369人の人口維持を目指していこうというような形で推計をさせていただきました。

一方で、では実際どうなんだというところなんですけれども、茨城の常住人口調査によりますれば、本年10月1日現在の人口は1万5,787人となっており、死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いていることから、国立社会保障研究所の推計よりも減少しているというような状況でございます。さらには、最新の国立社会保障研究所の分析では、2040年の大洗町の人口は1万人を割って9,847人になるというようなどころで見込まれているというところでございます。

現総合戦略の実績についてはですね、各主事業の実績については、現在、まさに分析中でございます。まして、今後新たな計画で示す人口推計や目標につきましても、審議会での議論において方向性を積み重ねた上で、議会においてもご説明を申し上げたいと思いますので、ご理解のほど宜しくお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） 今説明がありました。一番人口を増減させる要因というのが出生、死亡、転入・転出、この4つだと思います。それで、それを仮定して将来人口を測るのが重要だと考えますけれども、例えばその人口でいうならば、全国の人口のピークというのは2008年なんですね。2050年の全国の人口って9,700万人、1965年の人口というのが9,800万人なんですね。人口の差異からいえば、そんなに1965年当時と2050年の推計の人口って100万人ぐらいしか変わってないんですけども、ただ、一番違うのは高齢化率なんですね。1965年の高齢化率が6.3%、2050年の高齢化率は38.8%です。現在の大洗町の高齢化率というのは34.2%です。私が5年前に議員になった時は確か28%ぐらいだったと思います、高齢化率が。この5年間で6%ですか、高齢化率が増えてると。たった5年間で6%増えるわけですから、また更に5年経ったら、また6%増えるということが見込まれると思うんですね。そうしたら、もう40%ですね、高齢化率。これ、町の基本構想を立てるに当たって、この人口推計ってすごい大事だと思うんですね。だから。そこを増やしたいという気持ちはわかるんですけども、ここはちゃんと現実に沿った形で人口のその推計を測ったほうがいろんな行政サービスを行うにしても、やっぱりそれが根拠となってやるわけですから、予算組みも立てやすくなるし、やっぱりその人口が水増しと言っては語弊があるかもわかりませんが、ある程度はやっぱり現実に即したような人口で行政運営をしていかないと、全くもって本末転倒なことになっちゃうのかなというふうに考えます。

次にですね、まちづくりに関する町民意向調査の結果についてということで、これは令和2年の3月に町民の意向調査ということでアンケートをお取りになったと思うんですけども、このなかで健康と福祉のまちということを上級に挙げる方が多かったというところがあるんです。ここで健康と福祉ということになると、行政コストの問題が上がってくると思うんですね。今、先日来の全協で町長からのご提案でありましたゆっくら健康館について伺っていきたいと思うんですけども、行政コストというのは、民間でいうならば会社の経費ですね。会社の経費、例えばその会社の売り上げが1億円毎年あると。経費が2億円かかっているという会社は、1年後、2年後に必ず潰れちゃうというのが現実だと思うんです。その経費の1億円というのは民間の会社であれば銀行の融資を受けるなり、自己資金で賄うなり、誰かから調達しなければ、その1億円の穴って埋まらないわけですよ。ところが、この行政の場合はですね、皆さんこれだけかかっていますという、ああそうなんだと、初めて聞いて、ああそんなにかかっているのかということでも、役所がやってることだから仕方ないんだよねという人が多いですよ。それはしょうがないんだって終わっちゃうとそれまでなんですけども、ただ、その穴埋めって皆さんが払ってる税金で結局穴埋めしてるわけですから、皆さんが払ってるのと一緒なんですよ、これね。この行政コストのことをいろいろ考えていくと、皆さん

その行政評価だとか、そういうものを一年一年検証してやってるかとは思いますが、その前に行政コストって一体何なのかと。今言ったとおり、行政運営する費用、すなわちその行政サービスに対する、提供するための消費した費用ですよね、これね。その行政コストの費用っていうのは誰が負担してんだらうということなれば、大洗の場合でいえば町民の皆さんが負担しているというものもあれば、いろんな行政サービスがありますけども、福祉、社会保障関係のものについては国・県の交付金で賄っているようなところが多いかと思えますけども、例えば今出てきたそのゆっくら健康館なんていうのは、聞けばやっぱり一般財源で補填していると、毎年。これにつきましては何度か特別委員会も私が議員になる前からつくっているようで、いろいろ皆さん、國井町長なんかよく御存知だと思いますけども、確か最後につくったのが平成23年、関根ひろ子さんが委員長でやられたやっだと思えますけども、その時の意見書にも書いてあったのは、廃館も含めというようなことが書いてありました、その当時も。それからもう9年、10年近く経つわけですね。10年間またそれが、放置したわけではないんですけども、いろいろな問題があって、複合施設だということではいろんな問題があってそういった思い切った施策ができなかったのかなというようなことが言えると思うんですけども。ちょっと健康増進課の佐藤課長にお伺いをいたしますけども、今のあのゆっくら健康館の現状ですね、詳しい現状をちょっとご説明願えればと思うんですけども。これって多分この間もこういう話を受けてですね、毎回利用されている方に何人かに聞きました。そしたら、いい施設なんだというので、えーっ廃止になっちゃうんですかねって聞かれたりもしたんですけども、ある一方では、その施設を利用されている方もいると。または、町外からも来ている方もいるというなかで、町外の方なんかはゆっくら健康館いいよねっていう人多いですよね。ただ、そこにコストがいくらかかって、どんな状況なのかっていうのは、ちょっと町民の皆さんわかりません、これは。そこを説明していくのが我々の責務でもあるし、また、行政側の責任でもあるのかなというふうに思います。そこで佐藤課長に、今の現状をちょっと、何が問題で、何を改善したら、これが赤字分が埋まっていくのか、その見込みがあるのかっていうところをちょっとご説明いただきます。

○議長（小沼正男君） 健康増進課長 佐藤邦夫君。

○健康増進課長（佐藤邦夫君） 石山議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ゆっくら健康館、こちら平成11年4月に開館をさせていただきます。今年の4月で丸21年が経過をしたところでございます。どうしても年数が経ちましたので、老朽箇所が増えてきているというところもございますけれども、今、議員からもお話がありましたように、町の内外を問わず大洗町の日帰り温泉施設ということで大分イメージも定着をさせていただいているというところで、現在、平日でも300名前後の利用があるような状況でございます。

こういったなかで2階の営業部門だけではなく、1階には健康増進課と社会福祉協議会という形で町の行政機関も入ってございます。先ほどお話があったように、複合施設という形になってございますので、なかなか管理の面でちょっと複雑になっているという部分はいなめないのかなというところで捉えております。

また、どうしても多数の施設が1つの建物の中に入っておりますので、一つ一つのスペースが限

られてくるというところで、どうしてもそこは手狭な状況になっているというところもあるかと思
います。

そういったなかで、また、近隣の各市町村に民間の日帰り温泉施設が大分増えてきている状況も
ございます。民間さんだと、どうしても新しくきれいな環境を提供するというところで、年次を経る
ごとにリニューアルをしたりとか、また、増改築をしたりというところが柔軟に対応できている部
分もあるのかなというところでありまして、なかなか行政の施設というところでそういった
拡張性というところで考えてしまうと、どうしても不利な部分はいないというところがござい
ます。

また、どうしても先ほどコストのお話がありましたけれども、建物全体の老朽化に伴って修繕、ま
た、工事がどんどんかさんできているような状況にあるというところもございまして、したが
いまして使用料と、そういったところの収入の差、使用料と、あと経費ですね、そちらの差がどうし
ても開きが出てきているというところの状況が今見て取れるところでございます。

ただ、建物につきましては、長寿命化計画の診断のなかで、40年をめぐりに大幅なリニューアルを
することを前提に、大体建物は80年ぐらい使えるのではないかなというふうなお話も出てお
りますので、これまでの考えのなかでもそこを的確な修繕を加えながら、なるべく長期的に使
っていければというふうな考えを持っていたところでございます。

ただ、先ほど来のご質問のなかで利用者の減と、あと、経費のほうというお話もござい
ました。改めて利用者のほうをちょっと確認をさせていただきましたところ、オープン当初は概ね年間20万
人ぐらいのご利用があったというところもございまして、その後、年々少なくなって、利用者のほう
が減少しているような状況でございまして、令和元年度で見ますと13万3,000人ということで、これ
は当初の数字から見ると3分の2というふうな形に現在なっております。

また、経費につきましては、こちら、施設に関して、やはりボイラーを焚いたりとか、あと電
気を使うというところにつきましては、お客様多い少ないにかかわらずこれはかかる部分とい
うことでございまして、開館当初からあまり変化がないというところもございまして、ただ、先
ほど申し上げましたように、修繕的な部分での伸びはあるんですけれども、概ね1億8,000万
から2億円ぐらいの金額で歳出のほうは推移をしている状況でございます。ただ、こちら、館
全体に係る経費ということになってございまして、当然1階の健康増進課であるとか社会福祉協
議会の部分にもこの経費が含まれているような形になってございまして、そういったところを
きちんとしていかないと、何が本当に問題なのかというふうな本質が見えてこないとい
う部分もございまして、役場のなかでも検討会を立ち上げて、これをきちんとしてい
ろいろな角度で、健康増進課だけではなくて、検討して
いく必要があるのではないかなというところで検討会のほうを立ち上げてさ
せていただきました。そのなかで今後に向けて、きちんとしたそのセク
ションごとの経費のほうを出させていただいて、真のサービス提供に合致
した支出になっているのかどうかというところを検証を進めていきたい
と考えております。以上です。

○議長（小沼正男君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） ご答弁ありがとうございます。先ほど2007年12月定例会の國井町長の一般質問のなかで、なるほどなというか、私もすごい共感をしたんですけども、一番行政と住民の意識がですね肝心なことは、この一般質問のなかに、今、議事録があるんですけども、一番肝心なことは、やはり住民意識と行政意識を同じ角度にする、同じ高さにして、同じ目線にするということが大事なのではないかなということを経営の時に言っておられまして、住民の皆さん方が同じ危機意識、同じ問題意識、同じ意識を共有しなければ成り立たないと。まさしく今の問題って、そのことだと思うんですね。國井町長が議員時代におっしゃっていることが、私はこれが永遠の行政のテーマじゃないかというようなことをおっしゃってます。確かにそうなんです。今、佐藤課長がご説明していただいたとおりのことを町民の皆さんに説明すればですね、きっとそうだったのかと、ゆっくら館ってそんな感じの経営だったのかというような話になると思うんですね。ただ、それがわからないために、私らも含めてそれを説明してないのが悪いんだと思いますけども、それをわからせるためにはどうしたらいいかということまで、当時その一般質問の中で言及しているんですけども、一つには広報紙で広報するとか、あと、町政懇談会なるものでそういうことを伝えるとかってということだけでいいのかっていうような話を一般質問でされてるんですね。まさしくそれが私もそのとおりでだと思ひまして、今、ホームページなんかもありますから、例えば1年間の決算の内容をですね、きちんとオープンにして知らせるというようなことが、まず必要なのかなというふうに思いますけども、別にね今まで隠してたわけでもないとは思いますが、私らも予算決算の委員会などでゆっくら健康館についてはね、何で毎年こんなふうなんだと皆さんおっしゃってる現実もありますから、でも一年一年やってくと前年と何ら変わらないということで、どんどんどんどん堂々巡りで月日だけが流れていってしまっただけで今日があるということだと思うんです。今回、國井町長が就任されて、議員時代から多分そのゆっくら健康館については疑問に思っていたんだと思います。我々に投げかけがあって、どうなんだろうというところで、ここはもう情報の開示、オープンにして、町民の皆さんにご理解をいただくと。でも、それでもやって欲しいというようなことであればですね、それこそ國井町長が今推奨しているそのふるさと納税なんかでどんどんどんどん寄附してもらってですね、それをゆっくら健康館の運営に充てていくというような方法もなくはないですよ。だから、要はその赤字分をどこから補填するんだと。今現在だと一般財源ということなので、非常にそれは問題なんだと思います、私。だから、何らかの形でその補填ができれば何も運営してたって、今のまま運営してたって別に何ら支障はないと思うんですよ。ただ、現状は何回も申し上げますけども、皆さんの税金から補填をしていうことであれば、行政コストとしてこんなに毎年払っていいのかなというような思いがあります。これにつきましては、議会でもですね特別委員会を全員で設置しまして、調査していく必要があるということで、今後の課題になっていくと思うんですよね。町でも先ほど佐藤課長言われたとおり検討委員会を立ち上げて、早速委員会を始めているというところで、問題点が行政側からも出てきて、議会側からも多分問題点がいろいろ出てくるというところで、出てきたとこですり合わせという形になるかと思ひます。

一番このゆっくら健康館のことにつきましては、入場料が収入なんですよね、全て。あながちそ

の入場料と経費だけを見れば、まあこれ、もう、何だこれということになるんだけど、今おっしゃるとおり複合施設で高齢者のデイサービスもやってる、小学校、中学校のプールにも使用している、水泳教室なんかもやってるといふことであれば、一概にその入場料だけでは推し計れないものがあると思います。それは、その委員会なんかでも前任の小沼課長もたびたびその小・中学校のプールもあつたりするのではというような話でね、実際の赤字はもうちょっと少ないのかなというような説明は私らも受けてはきました。ただ、この問題がせつかく出ましたから、行く末をみんなで行政と議会と、また、町民の皆さんを巻き込んだ形で、とにかくその情報をオープンにするということが私は大事なんではないのかなというふうに思います。だから、この情報のオープンの仕方を國井町長はじめですね、どのように町民の皆さんに知らしめていくのかということが一番大事だと思いますので、その辺を國井町長に今お伺いしたいんですけども、その情報の開示というその仕方ですね、さっき言ったとおり町政懇談会でもいいだろうし、ところが國井町長もその一般質問で言ってるんですけども、町政懇談会に来られる方っていうのはある一定の方なんですよね。とにかく家にいる方、働いている方は来られないというような現実があつて、いつつも同じ人がそういうものに来ると。同じ人だけがそういうものを知っていて、サラリーマンで働いている方は全然知らないというような現実があつて、その繰り返しなんですよね、今ね。だから、その情報の開示をどういうふうにしていくかということ行政の皆さんとか、我々も提案をしなきゃいけないんでしょうけども、なかなかここ難しいと思うんです。そこのところ、ちょっと國井町長に聞きたいんですけど。

○議長（小沼正男君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 石山議員とは50年ですか、非常に感慨深いものがあります。1回目の選挙から5回まで町議会の選挙、全て責任者をやっていただきました。一緒に切磋琢磨して、いつかはこの町のために2人とも役立つような、そんな人間になろうなといいながら誓い合つて今日まで来ましたけども、そういう石山議員から質問いただいて非常に私自身も感慨深いものがありますが、公私はしっかり分けて、公益的視点でお答えをしてみたいと思つております。

NPM理論なんて、これ非常に懐かしいこれも話でありまして、当時は我々もそういう勉強をしていて、何か時代とともにいろんな理論、NPM理論だとか、CSだとか、カスタマイゼーションだとか、ああいうのやってると非常に格好いいんですね。これ今村議員も大学院でおやりになられたと思いますけども、しかし、それはあくまでも理論が先で、実践が後ではなくて、要するに実践、すなわちこの現場で進められたり、また、実情をどう理論化していくかということで、学者が考えている話でありまして、後々よくよく私ら考えていけば、やっぱりケースバイケースで、そこには例えば、何ですか、用地買収行ったらお茶ぶっかけられたとかですね、そんなことはその教科書には一切書いてありませんし、また、いくら説明しても理解できない人に何回も用地買収に行かなければならぬ。でも、教科書上は8時半から5時15分までが勤務時間ですから、7時半に来いと言われてそこに行くなんていうことは、どこの教科書にも書いておりませんので、やっぱり実践ありき、しかも私どもの町は小さい町ですし、人間関係が非常に濃厚な人間関係にあふれる町でありますので、やっぱり人間関係を大事にしていかなければならない。ただ、あまりその人間関係が強すぎま

すと、法制度を逸脱する可能性や公平性に欠けるということもありますので、その辺をしっかりと見据えた上で行政運営していくということが私は大事だと思っております。

今、石山議員言われるのももったいな話でありまして、どうその情報公開を進めていくか、私も政治手法のなかで一番大切なことは、情報公開。そしていろんな情報公開をすることによって町民の皆さん方が疑問に思ったことを私どもへ問いかけをしてくる。それに対してしっかりと説明していく責任がある。これはもう企業でも同じように株主に説明責任を果たさなければなりませんし、また、各民間団体や公益的団体においても、しっかりとその会員や株主に対して説明をするということが求められているわけでありまして、まして我々はもう皆さん方に対して強制力をもって税金を、いわゆる賦課というか徴収して、そしてその徴収した、お預かりした貴重な皆さん方お一人お一人の税金をもとに政策に変えて運用をしていくわけですから、当然にしてもう説明責任というのは当たり前前の話でありまして、この間も講演会やらしていただいた時に、私はこういう機会は非常に有り難いと。組織の一員として、一番私は若い頃から疑問に思っていたことは、例えばその組織に入ると総会対策であるとか、議会対策であるとか、なぜ対策になるんだと。同じ方向性を向いている人間に対して対策というのは、いささかそこには何か問題があるのではないかと。対策というよりは、せっかくいい機会、説明する機会を与えていただきましたので、そういうところで説明いただける機会であると。いわゆるきれいごとでなく、そう思いながら望んだらどうかと。ですから、今日も私はそういう場をつくっていただいたと。そういう場面のなかで説明する機会を与えていただいたと、感謝しながら説明をしていきたい、職責上そういうことを説明するというのは、もう当たり前前の話でありますから、ですから、そのいわゆるスタート理念をもって、私はこれからしっかり情報公開をしていきたいと思っておりますけども、議員ご指摘のように説明というのは非常に難しいところがございます、これまで今言われたように昭和40年代とか50年代であれば、ここで議員の皆さん方に説明したことで、もう説明したと恐らくなるだろうと思っております。説明責任を果たしたと。ですから、議会も可決をされて、議会を通ってるんだから、何か住民から来た時には、よろしむべし、しらしむべからずじゃありませんけども、もう議会に説明したんだからそれで終わりじゃないかっていう話で終わったはずです。しかし、年代どんどん、年限とともに時代を重ねるにつれて、やっぱり住民参画というのが叫ばれてきて、先ほどの話じゃありませんけども、時代、時代でいろいろな理論構成が構築され始めましたので、そこに対してしっかりと説明をしていく。例えば広報紙をつくったりとか、また、それぞれ町内会でご説明したりとか、そういう場が数多く出てきて、また、非公式ないわゆる集まりなんかでもどんどんお話をしていくようなことが当たり前になりました。私はそれは、いい傾向だと思いますけども、1つ欠けているのが、やっぱりいい話しかししないで進めていくわけです。例えばゆっくら健康館つくる時、私も記憶にありますけども、決してそれが法律違反しているとか、制度を逸脱しているわけではなくて、これをつくることによって一番の冒頭ですね、理念として、このゆっくら健康館をつくることによっていろいろな方々が健康になって、結果として今、非常に支出増になっている保険に対する、国保税に対する、国保税っていうか国保税会計のなかで非常に給付が増えているなかで、それが減りますよと。いいことしか言わ

ないわけですよ。多少コストがかかっても、町民の福祉向上に対しては必要ですよ。ですから、ほとんど多くの町民は、ああそれじゃあ大丈夫だろうなど、お金についても大丈夫、大丈夫、大丈夫という話しかしませんので、20年後のビジョンどころか来年のビジョンすらしっかり皆さん方に申し上げないで進めているというのが現状だだと思います。誰がいいとか悪いじゃなくて、そういう世の中でしたから許容された部分があると思うんですが、私はスタートの時点で、やっぱり住民の皆さん方もしっかり巻き込んでって言ったらかわいいですけど、当事者意識を持つ形のいわゆる情報公開をすべきだというふうに思っています。計画段階からこういうことをして、こんなふうになりますよ。しかし、20年後になったら老朽化が進んできて、もしかしたら10年後ぐらいには、もうエアコン全部取り替えなきゃならない、エアコン全部取り替える時には、はたまたこういう施設ですと、いわゆる外付けでなくても内側から出るやつだから1,000万円ぐらいかかりますよ。そうすると、この時にこの1,000万円というのは、誰が用意するんですかと。今、議員言われるように、人口ずっと減ってきますから、一番厳しいやつですと、あと20年で6,000人ということは、300人、年に減っていく計算になりますので、10年後っていうのは3,000人減りますから、当然その残された人口でその1,000万円のいわゆるコストを割ってけば、当然負担が増えるのはわかりますので、決して危機感をあおるわけじゃないですけど、最悪のケースということも皆さん方にお知らせをして、しかし、それに対して私どもはこういういわゆる計画性を持って財政運営しながら進めていきますよということを申し上げた上で、そういういわゆる計画をしっかりとご提示して同意をいただいてやっていくという、進めていくと。この時とまた計画が変わった時には、あの時の計画、一体何だったんだ、見通し甘いんじゃないか、もちろん計画よりいい形に進んでいけば、ああそれなりにいったんだなということできると安心感得ることができると思いますけども、そういうスタート段階から私はしっかり情報公開していく。じゃあその方法は何かあったら、やっぱりいろんな方々に参画をしていただくということがまず大事ですし、また、議員言われるように広報紙やホームページで公開するというのも私は必要だと思いますけども、今、非常にSNS等が非常に重要になってきますから、ただ、私は一番その、昨日も菊地議員からも話ありましたが、合併の話がありましたが、口コミがやっぱり一番強いんじゃないかと、最終的には。私はSNSで、また、広報紙で、自らの広報紙で合併なんて一言も書いてないのに、これだけ広まるわけですから、小さい町の特性生かしていけば、しっかりお伝えをしていけば、この人から人への伝聞というのが一番強いんじゃないかと。ただ、ここは改めて危険性がありまして、2、3人、間に入りますと、それこそ勝村議員のブリがいつの間にかタイになってしまうような、全く違う魚に変わって伝わってしまうような話があると思いますので、私はそこは危険性があるから、やっぱり口コミで伝えるにしても、しっかりそういう、早々しっかりと形づくった上で口コミでお伝えをしていくと。やっぱり大元になるものは、例えば今申し上げた広報紙であるとかホームページであるとか、議会でのいろいろ対話であるとか議論であるとか、そういうものをしっかり全町民に向けて発信をしていくということだろうと思っています。

そして、最後にやっぱり時間をかけるということが、ある程度の時間をかけるということが必要

ですし、急なドタバタ劇、例えばこの12月定例会で、極端なこと申し上げれば、ここでじゃあゆっくら健康館についてこうしますよと、4月からやりますよったら、これは皆さん納得するものではないわけです。ましてこの1万6,000人、これだけ小さい町ですから、そこでばったりここで決めて、それじゃあいきますよということにはならないと思いますので、何度も申し上げておりますように、横浜みたいに大きいところでしたら、始めから全部に伝わらない前提で、もう議会と何ですか、それ関係する団体に説明して、そこの了承もらえればゴーサインだということもできるでしょうけども、しかし、我が町にとってはやっぱり丁寧丁寧な説明をして、そして私は繰り返しということによってキャッチボールが今度でき上がってきますから、そういうキャッチボールをもとに、できるだけ早い意思決定をして、そして例えばゆっくら健康館、廃止するのか、それとも継続していくのか、さらには違う形で再スタートしていくのか、そこは皆さん方とこれからしっかりと議論を重ねて結論を出していくわけでありますが、どのような形になろうとも少し時限措置を置いて、例えば来年の3月にしっかりそういうものは決められたら、3年後にこういうことにしますよと。その3年間も徹底してですね、毎月もう広報紙に皆さん、掲載していくぐらいの、週報に掲載していくぐらいの、また、ホームページには、もうしっかりと一番最初の画面、トップ画面で重要ニュースとして掲載していくぐらいの、そういう心構えで皆さん方のご理解を得ていくという、そういう手法でもってやっていければいいなというふうに思っておりますので、またいろんな意味でいいご提言がありましたらお聞かせをいただければと思っております。ありがとうございます。

○議長（小沼正男君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） ありがとうございます。情報公開の難しさということで、私も非常にそれは難しいことなのかなと思います。基本はですね、例えば今、ゆっくら健康館の赤字幅のお金が今、町の人口が1万6,000人ですか、例えば毎年1万円ずつ町民から徴収しますよってやってやったら、えーってなると思うんですよね。だから、それと同じで、毎年毎年その赤字幅がそういうふうな赤字幅であれば、町民の皆さんだっただけ納得、何で1万円払わなくちゃなんないんだというようなことになると思うんです。そういうことを基本に考えていけば、町民の皆さんにも理解を得られるのかなというふうに思うわけでありまして。

あと、時間もないので、國井町長の大構想でふるさと納税についてお伺いをいたしますけども、これまでもふるさと納税につきましては、私もふるさと納税の推進論者でありまして、何とかなんねえのかというようなことで再三言ってはきたんですけども、なかなか自治体間で、自治体によってもすごい額を集める自治体と、全然もう集まってない自治体があって、何でその集まってる自治体、何をやってるんだろうということ不思議で不思議でしょうがなかったんですけども、今後、國井町長が力を入れていくということなので、ふるさと納税の説明を聞いて最後の質問にします。

○議長（小沼正男君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 情報公開にちょっと戻りますけど、私、抜けた部分なんですけど、あんまり危機感をあおるような手法っていうのも、そこも慎んでいかなければならないと思っておりますし、また、恣意的に、我々は権限を持っておりますので進める気になれば恣意的にできるわけですよ。

今、議員がご指摘のように、1万円ずつこうやって負担してんですよとでっかく書いてあおれば、それはもう何か大変だなんて思いになりますし、その辺のところはバランスよく、両方の見方で対応できるような、そして何度も申し上げておりますように、和田議員がこの間いいご提言していただきましたが、実人数はわかったけども延べ人数は何人だと。だから1万6,000人のうちの本当に実人数どのぐらい利用されてるんだと。ここは非常に大きなポイントで、ただし、1割しか利用がなかったとしても、そこは少数の意見を大事にしていく、少数の方々の思いに寄り添うということは私は大事だと思っておりますから、ただし、残りの9割が1割のためにこれだけのお金負担していいのかっていうそういう議論はしていかなければなりませんので、やっぱりそこは3年とか5年、ここは民主主義のコストであるとか、これまで何十年もこれで来ておまして、この間の10年ぐらい前にこういうことに皆さん方にいわゆる問題提起をしてやっていけば今頃解決している話かもわかりませんので、そういう今まで何もしなかったとは言いませんけども、それに近いような形で進んできたことに対するコストということで、私は時間をかけてそこはやるべきだろうと思っております。

それから、ふるさと納税制度ですけども、昨日12月1日からサイト数をいわゆる増加して、議員の皆さん方にもツイッターで上げていただいたり、フェイスブックで上げていただいたり、本当に有り難い限りであります。非常に職員が一生懸命やっていただいて、もう本当に朝から晩までというぐらい負担をかけてしまって申し訳ないなと思ってるんですが、そのぐらい財源も逼迫しておりますし、私も制度としてはちょっとゆがんだ制度かなと。ふるさとに本来なら、何のいわゆる見返りもなくふるさとのためにということで寄附をする、その寄附した額が控除されるというスタートであったはずが、何かこう、返礼品欲しさにやられているということで、そこは一ついろいろ総括をしていきますと、どこへ納税したかも、どこへ寄附したかも皆さん覚えてないと。一生懸命サイト見て、どの商品が一番得かなと見ておりますんで、後で見た時に何が来たとしても、これ、何だ、この礼状が変な礼状来たけど、何町って書いてあるけど、これ何だろうなって言われるようなところがありますので、私どもそういうものをしっかり総括をして、この間、全員協議会でも申しあげましたような境町であるとか、大元の佐賀県のみやき町であるとか、そういうところをプロデュースした方々とチームを組みましたんで、例えばその方々のお話ですと、今申し上げたような暑中見舞い出すとか年賀状出すとか、それだけではなくて、そこにQRコード入れて、そのQRコードでかざせば、しっかりその納税した部分で集まったその寄附で施策還元をしていくわけですから、その施策で例えば建てられた建物であるとか、その寄附によってやった事業であるとか、そういうものをしっかりそれでビジュアル化をして、そこで見れるようにするとかですね、なかにはもうやっぱり善意の寄附というのはたくさんあるわけですから、返礼品ゼロでいいよっていう方もいらっしゃるわけですから、そういうところには、やっぱりリピーターを増やすということが大事だということをおっしゃってますから、リピーターを増やすと。その前段としては、少し後先になりますけども、やっぱりサイト数を増やしたり、アクセスの機会を増やせるような環境をつくるということ。それから、何といたしても商品数を増やすことで選択肢を広げるということ、いろんな方々がいらっやいますんで、そういう選択肢。そして、これまでは自らの消費、自ら寄附された方が自分

で消費する部分だけの寄附でありましたけども、これからは例えば100万円寄附していただければ30万円分の返礼品をお返しすることができますので、30万円分となりますと、例えば1万円の商品30個ですから、自分で自家消費はとてできませんので、すなわちそれを使って今の時期でしたら会社のお歳暮にするとかできれば、その会社の方も、すなわち経営者の方も、会社の経費を使わないで済むという、そこにインセンティブが働いてきますから、そんなことも繰り返し商品化していくように事業者の皆さん方にはお願いを継続していくと。かなりこの商品数、今160ぐらいになっているんですか、かなり増えてますし、サイトへのアクセスもすごいですし、JRの関係は非常に大きな、明太子の写真載せたやつだったかな、あの写真を載せたやつをJRのもう駅構内に貼っていただけということで、あれでもう爆発的におそらく増えてくるでしょうし、サイトが増えて皆さん方がツイッターに上げたり、フェイスブックで、今朝はもう6,000万円、先ほども申し上げましたけども、6,000万円所得あんだけど、いくらできんだけど、どうやってやったらいいんだっていうようなそんな方ももういらっしゃるそうですから、しっからこの12月、これから12月30、あれは二十何日か、何日か前でしかできませんけども、あと約二十日間ですね。しっからPRしていけば、私はしっからした確保ができるんじゃないかなと。そして本番は、やっぱり来年、年明けになってきますので、来年どのような形で進めていくのか。ですが、やっぱりゆがんだ制度とはいえ、制度がある以上は活用していく。ただ、そこにはやはりその理念や信念、この寄附していただいたお金がどのように使われるのかという関心持たれた本筋の方々がたくさんいらっしゃるわけですから、そこもしっからと見据えた上で、この寄附いただいたお金をどのように住民福祉向上、さらには大洗町発展のために使わせていただくのかということもお示しをしながら、皆さんの共感を得て、更には事業者、町民の皆さん方のご協力、ご理解を得ながら、それこそしっからとした情報公開、開示を進めながら、私どもふるさと納税制度に取り組んでまいりたいと思いますので、議員の皆さん方につきましても応援のほど宜しくお願い申し上げます。

○議長（小沼正男君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） 時間もなしのようなので、新しい体制に期待を申し上げまして、私の質問を終わりにさせていただきます。

○議長（小沼正男君） ここで暫時休憩いたします。なお、会議再開は午前10時30分を予定しております。

(午前10時19分)

○議長（小沼正男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時30分)

◇ 櫻井重明君

○議長（小沼正男君） 3番 櫻井重明君。

○3番（櫻井重明君） 國井町長、ありがとうございます。先日、行政書士会の有志の方で國井町長、茨城県行政書士会國井 豊会長の大洗町長就任を祝う会というものが、コロナ禍ということもあり、厳かに行われた日がありました。その時にご挨拶の席で國井町長が、決しておめでとうではないんだと。この先10年後、20年後に今を振り返ってみると、町民の方から、あの時、町長になってくれてありがとう、なぜなら、こんなに大洗を良くしてくれてありがとうございましたと、そういつて言ってもらえる政治を、政策をやっていくんだといった國井町長のお言葉がございました。私を含め、みんな涙を流しておりました。そういったわけで、次の伊藤議員もありがとうございますから入ってください。

そんな國井町長とは、先ほど石山議員も申しておりましたが、まさかこのような席で、お互いこういった立場でお話、対峙できるとは夢にも思っておりませんでした。大変感慨深い思いでいっぱいあります。今回、國井町長が掲げたテーマ、不幸ゼロのまちづくりなんですけど、おそらくその言葉には大洗町の福祉政策をしっかりとやっていくんだといった強いメッセージを私は感じております。そこで今回、福祉関係についての質問をさせていただく予定でございます。

しかし、福祉といっても非常に広い概念でございますので、これから増えてくるだろうといわれる認知症の方、その認知症の方を守る制度の一つであるといわれる成年後見制度、更には認知症の方を含む高齢者、これから高齢者になっていく方々、そういった方の介護予防、更には買物支援、そして最後に、今後、大洗町を、そして日本を担っていってくれる子どもたち、そして後に生まれてくる未来の子どもたち、そしてその子どもたちを生み育ててくれる子育て世代への支援制度、それらについてお聞きしてまいりたいと思います。その後、私のほうで意見を述べさせていただいた後に國井町長からお言葉を頂戴したいというふうに思っておりますが、國井町長のことですから、おそらく途中我慢できないこともあるかもしれません。その時、遠慮なく手を挙げてしゃべっていただいて結構でございます。予定調和が崩れることは、今日お越しの3名の課長さん方は、なんちゃなことでしょう。唯一の不安材料は私だけでございます。では始めさせていただきます。

〔スクリーンを使用しての質問〕

まず最初のテーマであります。動かないですね。じゃあしゃべってますか。最初に、成年後見制度の利用促進についてということでお話を伺ってまいります。

約1カ月ほど前の全員協議会の場で福祉課の小林課長より、大洗町基本計画のなかで成年後見制度利用促進を図っていくんだといったお話がございました。今なぜ、この成年後見制度の利用促進を図っていく必要があるのか、その現状、背景にどういった現状起きているのかを教えてください。

○議長（小沼正男君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） 櫻井議員のご質問にお答えいたします。

成年後見制度を利用する要因の一つ、大きな要因の一つなんですけれども、それに認知症発症というものがございます。皆さんも認知症っていう病気について、よく耳にするようにはなったかと

は思うんですけども、なかなかその病気のイメージからか、周りの方にオープンに私の家族、認知症なんですってなかなかちょっと言いづらい病気ではあるので、実際に医療機関で認知症っていう診断を受けた人たちの数よりも、潜在的な患者数というのが一定数いるかと思われま。なので、明確な実数がかめていない現状がございま。

厚生労働省の推計によりますと、2025年、今から5年後ですね、5年後の65歳以上の高齢者人口の20%、5人に1人です。全国で約700万人が認知症であろうと、そういった推計が出ております。いざ自分が認知症を発症し、判断能力が低下した時に、自分の生命と財産と、あと何より自分の尊厳を守るその一助となるのがこの成年後見制度でございま。

大洗町、今、独居老人、お一人で暮らしている高齢者、それから老老世帯、年々増加してございま。近い将来の不安に備えるという意味でも、今からこの制度について住民の皆さんに知らせることが重要と考えております。以上です。

○議長（小沼正男君） 3番 櫻井重明君。

○3番（櫻井重明君） ありがとうございます。今、2025年には5人に1人の方が認知症にかかると言われていてということで、本当にもう身近にそういった方がもういらっしやる、そういった問題なのかなというふうに思いま。

そして、この認知症というものは、記憶障害や見当識障害、理解・判断力の障害というふう言われており、そして日本全人口の6.5%の方が認知症にかかっているのではないのかというふうな推測が出ていて、そういったふう言われております。

そこで、今お聞きしたこの成年後見制度、このまず仕組みについて簡単に課長のほうにお伺いしたいと思いま。

○議長（小沼正男君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） この成年後見制度でございまりますが、成年後見制度とは、今お話しました認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な方の日常生活を法的に支援する仕組みでございま。例えばお金の管理ができなくなった時、悪徳商法にだまされそうになった時、判断能力に心配があるお子さんの将来が不安な時、また、介護サービスや医療機関との契約など、そういった時に後見人がサポートし、守ってくれる、そういったものでございま。

成年後見制度は、大きく分けて2種類ございま。一つは、認知症や知的障害などにより、判断能力が不十分である場合、家庭裁判所が後見人を選ぶ法定後見制度、もう一つは、本人の判断能力がまだしっかりしている状態のうちに、将来の不安を見越して後見人をあらかじめ自分で決めておくことができる任意後見制度でございま。行政の関わり方としては、法定後見制度のほうでございまして、既にご本人に判断能力が乏しく、家庭裁判所に申し立てできる親族がない場合に、市町村長による成年後見制度の申し立てを行うこととなります。以上です。

○議長（小沼正男君） 3番 櫻井重明君。

○3番（櫻井重明君） ありがとうございます。今、こちらスライドのほうにも表示をさせていただきました。法定後見制度、任意後見制度の一番の大きな違いというものは、あらかじめこの人にやっ

ていただきたいというふうに定めることができるのが任意後見制度であり、認知症になった時に裁判所のほうからもう後見人をつけるというふうになるというのが法定後見制度、その大きな違いでございます。

そして、任意後見制度なんですけど、後見人になることができる方というのが家族であったり友人、そして市民後見人といった方、そういったことを選任することができる、そういった制度になっております。

では、今お聞きしたこの成年後見制度なんですけども、現在、大洗町においてどのぐらいの方がこの制度を利用されているのでしょうか。

○議長（小沼正男君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） 今現在、大洗町の住民において成年後見制度を利用している方がどれくらいなのかというご質問ですけれども、家庭裁判所の調べによりますと、令和2年2月末時点で成年後見人がついている方が13人、補佐人がついている方が4人でございます。ちなみにでございますけれども、これまで平成27年以降、大洗町長が成年後見制度を申し立てた人数というのは7人、こちらのなかにはもう既に亡くなった方も含まれております。大洗町の場合は、この数字がですね今お聞きになられて、ちょっと少ないかなって思われる方もいらっしゃるかと思うんですけれども、その数字の少なさっていうのは、まずこの町民そのものに、まずこの成年後見制度っていうこと自体がまだ知られていないということが一つ、それから、大洗町の場合はまだご家族であったり、親族であったり、あるいは近所のご友人によるサポート体制っていうのがまだ残っている、そういったことをこの数字を示しているのかなと認識しております。

ただ、一方で、先ほども申し上げましたが、残念ながら家族との関係が希薄となってしまって、お一人で住まれる高齢者の方、老老世帯が増えてきております。そういった現状もございますので、やはりこれらに対応するべく、この成年後見制度の利用促進というのは図るべきものだと考えております。以上です。

○議長（小沼正男君） 3番 櫻井重明君。

○3番（櫻井重明君） ありがとうございます。今現在、大洗町におかれましては17名の方が成年後見制度を利用されているということで、先ほど課長も申しておりましたが、実数少ないのではないかとということで、大洗町で介護調査のほうを行っているというふうにお聞きしました。そうすると、そこで認知機能が低下している可能性のあると思われる方が5、600人いらっしゃるのではないのかと言われており、また冒頭申し上げました人口6.5%というところから推測すると、大洗町の人口1万6,000人、そこから推測をすると1,000人ぐらいはいるのではないのかというふうに言われているそうです。

では、次に移らせていただきます。こちらは私が先日、先月の中頃にですね認知症サポーター養成講座といった講座を受講いたしました。左側がその時のテキストで、上が受講した後にいただけるリング、下が、これ福祉課の窓口においてあるんですけれども、申込書というんですか、案内ですね、があります。これ、福祉課のほうに申し込んで、誰でも受講することができるそうです。ただ、

講師受けてくださる方が社協の方であったり薬剤師の方、そういったボランティアの方なんで、なるべく大人数、複数の方で受けていただきたいということで、以前から私、何でしたっけ立哨指導のボランティアをやっているという話、この一般質問の場でしてるんですけど、その仲間に声を掛けて一緒に受講をしてまいりました。

それで、その時、講義の講座の内容なんですけども、まず認知症の時の脳の状態、治りにくい認知症というものがあれば、早期発見をすることによって進行を遅らせたり、治る可能性のある脳の状態があるんだということを教えていただきました。また、そういった認知症がもたらす心情、あと行動ですね。また、周りの人たちの対処法、心の持ち方、そういったものをその講義で教えていただきました。講座の最後の頃に動画を流していただいたんですけども、ちょっとした短編の動画だったんですが、おばあちゃんとその息子さんご家族の物語で、ちょっと途中、はしよりますね。おばあちゃんがそこで食事をしているんですが、もう帰らなくちゃといったことで、昔の回想シーンに戻り、そのおばあちゃんとその息子さんが若い時に住んでいたそういった物語が流れて、非常に何て言うんでしょう、悲しいというか心打たれる、みんな見ていた人もちょっと涙ぐむようなそういったものでした。これを見ていた仲間が言った言葉が、是非子どもたちに対してもこういったものを教えていってもいいんじゃないかといった話、もらいました。そういったことで次の質問に入ります。

こういった認知症サポーター養成講座のようなものを、道徳の時間であったり、また、課外授業でもあったり、小・中学校向けにできないのかということでお尋ねをいたします。

○議長（小沼正男君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） 子どもたちが認知症を学ぶ機会として大洗町どういったことを取り組んでいるのかということでございますが、平成29年から中学2年生を対象に認知症キッズサポーター養成講座というものを展開してございます。実は先週、南中学校、そして昨日、第一中学校のほうで開催いたしました。

学校教育における認知症を含む高齢者への理解促進を掲げた国の施策のもと、福祉課職員や社協職員、各介護事業所の職員で構成します大洗ケアアドバイザー認識隊、認知症を正しく認識しよう隊、こちらの方々が中学校へ出向きまして、寸劇とか、あと、頭の体操など、ちょっと子どもたちになじんでもらえるように工夫をしながら認知症の特徴をわかりやすく伝え、一緒に考えてもらいながら認知症に対する理解を深めてもらっております。

なかなかその認知症に対する知識、理解がありませんと、どうしてもその症状をもった高齢者に対して、拒絶をするような、忌み嫌うような、拒絶をするような態度をとってしまいがちなんですが、子どものうちからそういったことを理解、促進を深めまして、地域の高齢者に対して優しい気持ちで受け入れる、いろんな人がいていいんだよって、そういった多様性を受け入れる、そういった部分にもちょっと焦点を当ててこういった事業を展開してございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 3番 櫻井重明君。

○3番（櫻井重明君） ありがとうございます。実はうちの娘が中2でございまして、昨日受講して

きたということで、昨日ちょっと感想を子どもに聞かせてもらいました。よかったぐらいしか言わなかったんですけど、ただ、私のなかで今現在そういったことを学んで、近くの近所の方、もしくは家の中とかでも、そういった何か変わったようなことを感じたことがあったと聞くと、うちに小型犬のクウという犬を飼ってるんですけども、ああそういえば、おばあちゃんが最近私が帰ってくると、クウお帰りって間違えるんだって、よかったです、笑ってくれてよかったです。以上でございます。

ちょっと話を、先ほどの講座のほうに戻るんですけども、講座のなかで今までかかっている人に対する対処法を教えていただいたと。もう一つ、未然に防いでいく、そして予防、そういったものが必要なんだといったことを教わりました。その予防の内容というものが生活習慣病を予防したり、運動機能、脳の活性化であったりということで、今まさに健康増進課、また、福祉課のほうで取り組んでくださっている内容に被ってくるのではということで、次の質問に移ります。

現在、介護予防として健康増進課、福祉課で把握している活動内容について教えてください。

○議長（小沼正男君） 健康増進課長 佐藤邦夫君。

○健康増進課長（佐藤邦夫君） 櫻井議員のご質問にお答えをいたします。

健康増進課の取り組みとしましては、介護が必要な高齢者に移行する以前、前の段階で、若年者、もしくは中高年の方向けに各種検診を受けていただくことの重要性、こちらを周知をしていくということと、また、日常、常日頃から適度な運動習慣を身に付けていただくということで、病気の予防でありますとか、早期発見につなげることが大事だということに着目をした取り組みのほうを行っているところでございます。

現在、新たな健康増進、食育計画の策定に向けた準備を進めておりますが、その基本となりますものは、やはり町民自らが健康管理を実践していただくということに尽きるのかなというふうに考えてございます。子どもから高齢者まで各年代に応じた健康づくりを行政、家庭、また、地域が連携をして取り組んでいく、そういったことが求められていると感じております。

そういったなかで具体的な取り組みとしましては、健康増進課としまして、歩いたカードの表彰事業でありますとか、男性向け・女性向けの運動教室の実践を通しまして運動習慣を身に付けていただくことを目的とした取り組みのほうを行ってございます。また、先ほど申しあげました検診につきましても、特定健診でありますとか、各種がん検診につきましても検査を受けやすいように日時の設定でありますとか、わかりやすい周知の仕方、こちら十分配慮をしまして、また、インターネット、やはり今、電話で直接、また窓口に来てという方ばかりではなく、インターネットのほうを活用した形で検診の申し込みが非常に有効であるということになってございますので、こういったところにつきましても、より一層利便性を高める努力をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（小沼正男君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） 高齢者に対する施策といたしましては、既にもう歳を取っていらっしゃる方なので、今、健康増進課長が申しあげましたように歳を取る前の検診を受診する、健康診断を

受診するという事は非常に重要なんですけれども、もう既に高齢の域に達してしまった方々に対しては、やはり介護予防、それから高齢者フレイル、高齢者の衰弱ですね、それを防止するっていうことを念頭に置いた事業を展開してございます。

具体的には、周知、啓発のための介護予防講習会であったり、あるいは皆さんも御存知のとおり町内の集会所で実施している元気づくりサロン等がございます。また、各介護事業所においても、まだ介護状態にない高齢者向けの健康教室等を展開してございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 3番 櫻井重明君。

○3番（櫻井重明君） ありがとうございます。では、今、お伝えいただいた内容のなかで、または町民の皆さんから聞こえてくる声として、現状、見えてきている課題、そういったものがあつたら教えてください。

○議長（小沼正男君） 健康増進課長 佐藤邦夫君。

○健康増進課長（佐藤邦夫君） 櫻井議員の再度の質問にお答えをさせていただきます。

健康増進課としまして、これまでも大洗歩く会でありますとか、あと、大洗いきいき体操、こういった事業のほうを展開をしてきてございますけれども、どうしてもそういった活動が、メンバーがどうしても固定化をしてしまうというところで、新たに会員さんとして加入をしづらいということが課題になってございます。その結果、会自体の取り組み自体が活性化されなくなってくるというところで、活動がどうしても停滞気味になってしまっている団体も見受けられるというところが実情でございます。近年では、住民の意識の変化でありますとか、余暇の過ごし方、こういったものが多様化しているというところもございまして、先に申し上げましたような歩いたカード表彰事業のような自らが目的を設定をしていただいて、自分の好きな時間に取り組んでいただいて、ほかの方に縛られるようなことがないような形態での取り組みができるような運動が好まれるという傾向にございます。

また、コロナ禍のなかで家に居ながらにして1人でできるような運動、そういった取り組みというところを通じて、心と体のバランスのほうを図るということを目的としまして、動画の配信なども今行われてございます。そういった状況を鑑みまして、今後、参加をする側のニーズに配慮した事業に移行していく、そういったことも必要なのではないかなというふうに考えてございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） 高齢者に対する施策、介護予防や高齢者フレイル防止ですね、こちらのほうの事業というのは、身体機能の低下を遅らせるとともに、認知症発症のリスクの低下も担っております。国内の大学や研究機関の調査によりますと、例えば町内会活動であるとか、地域のボランティア活動であるとか、あるいはサロンでも構わないんですけども、そういった地域活動に参加する高齢者の方っていうのは、参加されない方よりも認知症の発症リスクが2割低くなっているという結果が出ております。そういった効果も狙いまして、高齢者の皆さんが一人ぼっちで家に閉じこもるということのないように、なるべく外に出て社会とのつながりを持てるような、そういった事業

展開が求められているのかなと考えております。以上です。

○議長（小沼正男君） 3番 櫻井重明君。

○3番（櫻井重明君） ありがとうございます。今、課題というものをお伝えいただきました。そこで、ちょっと先に進ましていただきたいんですが、今の介護予防というところで健康づくり、自分の足で、足腰で歩いていける、買物に行ける足腰、またはレジでお財布を出して計算ができるようなちょっとした力、そういったものの維持というものがあって初めていけるのかなと思ってはおりますが、しかしながら近くにお店がない方であったり、また、近所に買物につれてってもらうような頼める親族、そういった方がいない、そういった方も多くいらっしゃると思います。そういった方々に対し、現在大洗町で行っている買物支援対策、どのようなものを行っているのかをお伝えください。

○議長（小沼正男君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） 現在、大洗町で行っている買物支援対策、こちらについてでございますが、近年、民間の事業者でございますけれども、移動スーパーなども大洗の町内を走っているところではございますけれども、大洗町が主体でやっている事業といたしましては、平成30年4から大洗町社会福祉協議会に委託し、買物支援事業を展開してございます。

その目的としましては、お一人住まいの高齢者、あるいは老老世帯の方々が増加している、プラス免許返納などにより、買物に行く交通手段を失ってしまった高齢者の増加が想定されたので、そこを補完するという目的が一つ、それからもう一つが、先ほども申しましたが、家にとじこもり、身体機能の低下、認知機能の低下を招き、介護が必要な状態に陥ってしまう、そういったマイナスのスパイラルを断ち切る、そういった意味での目的もございます。

現状の課題といたしましては、今、あくまでも福祉的な観点から対象者を高齢者に絞り、行き先を食料や生活必需品を扱う店舗に限定しておりますけれども、何となく考えていただければわかるんですけれども、買物の移動の手段に不便を感じている方々っていうのは、病院に行くとか、銀行に行くとか、あるいは役場に行くのにも不便を感じているはずなんです。また、高齢者以外にも体に障害を持っていらっしゃる方であるとか、小さな乳幼児を育てている若いお母さんであるとか、あるいは習い事に通っている小・中学生などが、車の運転をしない住民のニーズも想定されますので、一つ行政主体といたしましては、路線バスやタクシー、循環バスなどの交通インフラの再構築を考える。行政主体でなくて、今度、住民主体の考え方で、移送に関わるボランティア活動ができないかどうか、そういったことも考える。また、そういったことを具現化するためには、やはり当然費用の確保が問題になってくるんです。今ですね、大洗町は、高齢者数が大体5,400人を推移しています。これ、しばらく横ばいなんですけれども、高齢者の数は横ばいなんですけれども、15歳から64歳までの現役世代の数が年々減ってまいります。今から15年後、2035年ですね、そのころには私も高齢者の仲間入りになるんですけれども、その頃にはちょうど高齢者数と現役世代の数が同じぐらいになって、それ移行は逆転していくんです。そういった将来が推計されているなかで、何でも無料のサービスを受けて当たり前とっていいのか、そういったことも考えなければいけ

ないんじゃないか。サービスを受ける側が、それ相応、一部の費用を負担するということも考えなきゃいけないんじゃないかという時代に入ってきていると考えております。以上です。

○議長（小沼正男君） 3番 櫻井重明君。

○3番（櫻井重明君） ありがとうございます。時間を考えて、先の質問にもお答えいただきましてありがとうございました。まだ言っていない。

ここで、ちょっと私のほうで高齢者関係まとめて、一旦、國井町長に、國井町長ちょっと待ってもらっていいですか。ごめんなさいね。

まず、成年後見制度を見てきました。それとあと介護予防、買物支援と3つを見たんですが、成年後見制度に関しましては、早期発見、そして予防ということが、ご自身や家族にとっては喜びとなり、そして町からすれば費用負担の減につながるかもしれないということにつながる。そして、介護予防の分野に関しましては、今いくつかの細かいボランティア団体があったりとか、高齢化してしまっているということで新たな組織再編といったものが必要なのではないか。また、買物支援に関しましては、住民主体のボランティア、これはどういった形でやっていくのか。そこで利用料をいただくということだと、町からももしもお金をいただくには縛りがいろんな部分で出てきてしまったり、そういったことも考えられるといったなか、まずこの3点、國井町長どのようにお考えでしょうか。

○議長（小沼正男君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 櫻井議員の涙を見ると心ができませんでしたが、非常に気付きの多い会合を開催いただき、本当にありがとうございました。櫻井議員とは鉾田一高、そして消防団、更には行政書士と、共通点が非常に多いなか、明神町と東光台というそういう違いはございますけども、思う気持ち、町を思う気持ちというのは同じでありますので、これからも一緒に切磋琢磨しながらより良いまちづくりに邁進をしていきたいと思っております。

今、非常に前向きといいますか、幸せ無限大の前に私は不幸ゼロと申しましたけども、まさにこういう方々をしっかりと幸せのところへスタート地点へ、上へ持ち上げることが私は不幸ゼロだと思っております。この方々は、おそらくこういうところから開放されれば、例えば認知症の方々を抱えてらっしゃる、また、高齢者を抱えてらっしゃる、家族介護されている方々は、ここから脱却できるだけで、おそらく幸せを感じる。しかし、本来はそこから先に幸せというのはあるもので、これはもう当たり前の話でありますので、しっかりとその家族でできない部分についてはみんなで助け合って、そしてみんなでできない部分については、やはり公がしっかりとサポートしていくという考え方のなかでやっていきたいというように思っております。

成年後見制度についてのご指摘、まさに専門家ならではのご指摘であると思っております。ただ、私もびっくりしましたのは、5人に1人がもう認知症ということで、おそらくこれは考え方からすれば、広い意味での認知症でいうならば、私も3日前に食べた朝飯は忘れまして、そういうことからいけば、おそらくこの私も認知症といわれるかもわかりませんし、もしかしたら昨日のこと、明日のこと、もしくは先ほどのことって忘れていけば、そういうものもあるかもわかりませんが、

それだけ非常にこの厳しい社会になりつつありますし、また、薬だとか医療だとかそういう部分で、しっかりこれできればいいんですが、なかなかそれも難しいということになれば、議員ご指摘のように予防をしっかりしていく。じゃあその予防のためにどうするのかということでもありますけども、介護予防と同じように、これはまずは地域や、それからボランティアの方々にやっていただくということが前提ですけど、やっぱりこれだけではやりきれませんので、公がどう補完的機能を果たしていくか。どちらがだから10になるのか、どちらが主になるかということの議論だろうと思っておりますけども、制度があるものについては、これは公がしっかりサポートをしていかなければなりませんけども、制度がないもの、例えばいろいろなこのサポート団体設立をして、そのサポート団体にサポートしてもらうということになっていけば、それは当然制度がないわけですから、まずは民間の皆さん方に活動していただく。ただ、これはあくまでも公益的な事業ということでもありますから、しっかりそこには税を投入してやっていただくという考え方、これはもう当然議員の皆さん方との協議のなかでお諮りをしながら進めていくべきところだろうと思っておりますけども、成年後見制度についても、また、任意後見であるとか法定後見であるとかいろいろな具体的事例挙げていただきましたけども、担い手がこれからどんどん不足していくだろうと。5人に1人ですから、当然もう大がかりな形で市民後見人の養成だとかそういうものもしていかなければなりませんので、そんなこともやっぱり町として考えていきませんかどうなのかなと。そして、これは任意後見でよく言われているんですが、特に士業、我々も士業ですけども、士業の方々の使い込みっていうのが非常に多くて一時期問題になりました。法定後見監督人という制度ありますから、いずれはわかってしまうにもかかわらず、ちょっとした出来心、また、苦しんでいる方々が何かその使い込みをしてしまうっていうのがありますし、また、家族介護も、いわゆる法定後見のほうで家族介護も非常にこの、使い込みではないんですけどもやっぱり家族の感覚ですから、親の金使って何が悪いんだみたいなところがあって、結果としてその使い込みになってしまうとか、ですから、今、議員がご指摘のように、教育の場でやっていくっていうのは非常に大事で、ただ、今のところ1回こっきりだと思いますんで、私は寸劇じゃありませんけども、行政書士会で新入会員の研修会、ご指摘いただきましたが、寸劇じゃないけども、ちょっと天然の方々でも連れてきて、少しそういう寸劇やってリアルなところでやるっていうのも学校のなかでそういう演劇やるのも大事だと思いますし、また、そのお金の使われ方とかそういうこともですね、人の金に絶対手つけちゃいけない、これはもう当たり前前のことですけど、繰り返しそういうことも、いずれ中学生や高校生が成長されて、そのうちにその成年後見のほうのサポーターになる方々、いわゆる市民後見人になれる方々も出てくると思いますので、早いうちからそういうことを教えていく、いつかはいく道、そしてみんなで支えなければならぬ。ですから私は4人に1人という、櫻井議員も御存知だったと思いますけども、よく65歳以上がそのうち日本は4人に1人になるというような、4人で1人を支えるというような、あれは全くまやかした話で、本来4人に1人じゃなくて、4人で5人なんですね。自分のことも支えなきゃならないわけですから。さっきのいろんな話がありましたけど、4人に1人ということで、今度、2人に1人が認知症になったら、これはもうとてもとても、1人で2人を支えるっていうことは、自分もやらな

きゃなんないですから大変な話なんで、そこはしっかり公ができることをやっていきたいと思っています。

また、買物の今お話でありますけども、これ、大洗町こそ、あの境町でやっているようないわゆる自動運転を取り入れるっていうのは私はいいと思ってます。あれ年間、おそらく持ち出し5,000万円ぐらいでやられていると思うんですが、まずはああいうツアーでありませぬけども、いわゆるお年寄りの足を確保するというのは極めて大事ななと思ってます。小さい町ですから、やりやすい環境にあると思ってます。もしくは、あんなもの自動運転できなければ、今、自動運転といってもサポーターとかそういうものを乗せなきゃなんないような法制度になっておりますので、そこはクリアしてくるものと思いますけども、例えばぐるぐるとにかく回して、誰でも手上げたらすなわち乗って、誰でもボタンを押せばそこで降りれるような環境がくれたら私は理想的だなというに思ってます。その費用負担どうするかっていうのは、やっぱりもうふるさと納税に頼っていくしありませんし、また、昨日、和田議員とも話したんですが、いろんな企業の実験場ではないけれども研究題材として、いわゆる何ていうんですかね、実験するような場として、研究場として、安全性や安心が確保されるならば、そういう題材として大洗町を使っただいてやっていただくのも一つかなと。ですから、私はその買物のこの支援、今、社協でやっておりますし、また、セイブと協定を結んでますから、移動スーパーなんていうのもやっておりますんで、そんなものも更に考えていかなければならないと思ってます。ただ、思う以上に、これは大洗町の、昨日、合併の議論が出ましたけども、合併しない理由の一つに人間関係の、いわゆる円滑な人間関係の構築が非常に歴史上ずっと伝統的に連綿と続いているということで、すなわち櫻井議員も御存知だと思いますが、隣近所の方を見ますと、いやあ例えば明神町の方だと、大貫にいる娘が買物連れてってくれんだよとか、親戚が連れてってくれんだよとか、あとは友達と一緒に連れてってくれんだよとか、かなりそういう互助の精神というのが育まれていますんで、ここはしっかり皆さん方に伝えていきたいなと。特に若い皆さんには、今、教育の場の話が出ましたけども、最初から法律を持ち出すような方、これ士業人として一番最低で、相続の話する時に何か最初から法律でこうなってんのですよと、こうやって訴えたらいいですよって、これはもう一番最後の話で、家族同士っていうのは、もう家族同士の話がありますから、そこで話していただいて、もめたら法律だと。ですから、この互助の精神についても、損得とかそういうことではなくて、やっぱり人として当たり前だったら何が当たり前になるんだ、どこに教科書に書いてあるんですかって言われがちですけども、そういう精神がいわゆる育まれるようなそういう教育も私はしっかり大洗町で根付いてしていくべきだなというに思っておりますので、そんなものも活用しながら、しかし今申し上げた、一つだけ最後に申し上げれば、今申し上げたように、合併しないっていうことは、これ小さい町で1万6,000人ですから客体の把握というのがしっかりできるわけですから、独居老人何人いて、そして老老世帯何人いて、本当に動けない人どうなんだと。ですから、個人情報の保護をしっかりすることによって、しっかりその職責を果たしていくならば、一人一人に合ったメニューで、何が起きた時に、例えば災害が起きた後に、また日常時はどうなんだということも含めて、その人に合った形で対応できるような、全町民

が不幸にならないような、逆にいえば不幸にならないような、不幸をゼロにする前に、まずは不幸にならないようなそういう取り組みを強化していければというふうに思っております。

○議長（小沼正男君） 3番 櫻井重明君。

○3番（櫻井重明君） 國井町長ありがとうございます。ちょっと國井町長のお話を復習したいところなのですが、ちょっと時間の都合上、先に進みます。

次に、子育て支援や今後の方向性ということで話題を移らせていただきます。

子育て支援制度を大洗町でいろんな担当課のほうでやっておりますが、今回はこども課の小沼課長に、こどもという名を背負っている、それだけの理由ではございません。小沼課長がこども課の枠を飛び越えて支援制度を教えていただけるということで宜しくお願いします。

○議長（小沼正男君） こども課長 小沼正人君。

○こども課長（小沼正人君） 櫻井議員のご質問にお答えいたします。

町のですね子育て支援の取り組みでございますが、町独自の、また、町が国や県の制度を拡充している事業で主なものを挙げますと、まず、妊娠する前段の不妊治療費の助成から始まりまして、妊娠、出産、産後におきましては、妊産婦マル福、小児マル福での医療費の助成、妊産婦健康診査の助成、新生児聴覚検査の助成など様々な医療費や健康診査、予防接種等の費用の助成を行っております。

また、母乳育児相談や新生児・乳児全戸訪問などの相談事業、イルカ教室などの各種親子教室や親子ふれあいセンターきらきらの運営なども行っております。

保育園に入園してからは有料となっておりますゼロ歳から2歳の保育料の一部軽減、ひとり親世帯、多子世帯が更なる保育料の軽減、小学校入学前にはランドセル購入費用への補助、第3子以降に対する浜っこすこやか報奨金、小学校へ入学してからは多子世帯への給食費への補助、放課後の科学教室や英語教室、また、青少年育成健全事業としまして、カーフェリーを活用した北海道洋上体験学習や他市町村との交流事業などを実施しております。中学校では、放課後チャレンジ教室や英語検定費用の補助、そして高校生、大学生においては、奨学資金の給付や貸付など、その年代のニーズにあわせまして各種各課におきまして幅広く子育て支援の事業を行っているところでございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 3番 櫻井重明君。

○3番（櫻井重明君） 小沼課長、ご説明ありがとうございます。大洗町で本当にたくさんの子育て支援制度というものはやっております。

今、議会広報編集委員会のほうで町民の子育て世代の方たちを対象にアンケートを実施しております。子育て制度のアンケート、柴田委員長、そして石山議員、今村議員、それで私、4人でやっているんですけども、その時にこの制度がたくさん書いてあるものを渡してアンケート用紙を渡して、お願いしますねって言った一言目に、私がお願いした半分近くの方が大洗ってすごく制度充実してるよねと、何か不満とか別に何も無いんだよなっていうような声をいただきました。また、町の職員の方も、大洗って本当にいいですよと、よそより全然いいですよというふうな言葉を言ってたん

で、何なら大洗に越されてみてはっていうふうに思うんですけど、まあいいです、はい。

それですね、今そんなこと言ったから何しやべっか忘れちゃったんですけど、それで、いい制度があるのを知らないっていう方もいらっしやったんです。そこで、大洗町ではこれ平成29年に子育て応援ガイドブックというものが冊子をつくっているということなんですが、もうつくったそばからこういったものって古くなってしまおうということで、ホームページのほうを充実させていったらどうなのかなと思うんですが、その点について小沼課長にお尋ねします。

○議長（小沼正男君） こども課長 小沼正人君。

○こども課長（小沼正人君） 櫻井議員の再度のご質問にお答えいたします。

先ほどですね提示させていただきました子育て応援ガイドブックのほう、こちら平成29年に作成しておりまして、やはり毎年毎年いろいろ制度が変わるものがございます、どんどんどんどん古くなってしまおうということがございます。

そこですね、ガイドブックを毎年発行するのはちょっと費用的に難しいということで、町のホームページのほうですね毎年毎年ですね中身を更新してPRをしているところでございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 3番 櫻井重明君。

○3番（櫻井重明君） ありがとうございます。では、今、何か課題のようなものが聞こえてくるものございましたらお伝えいただけますか。

○議長（小沼正男君） こども課長 小沼正人君。

○こども課長（小沼正人君） 子育て支援に対しまして現状の課題でございますが、子育て支援だけの問題ではございませんが、出生数も毎年右肩下がりになっておりまして、少子化に歯止めがかからない状況でございます。また、様々なですね費用の助成などに取り組みまして、子育てをバックアップしてきておるところでございますが、町の負担もですね年々増加しておりまして、財政面から見ると更なる支援を実施していくことについても今後の課題ではないかと思っております。以上です。

○議長（小沼正男君） 3番 櫻井重明君。

○3番（櫻井重明君） では、そろそろ今後の福祉政策に対する考えということで、私の意見を述べさせていただきます。

今現在、高齢化率、人口における65歳以上の割合が、ここ30%って書いてあるんですが、先ほど石山議員の一般質問の時に34.2%、それが10年後に40%オーバー、20年後には50%オーバーをしていくと。1年ごとに1%ずつ増えているといった実情のようです。そうなってしまうと、人口のほうも1万人を20年後には割るということで、約5,000人未満の現役世代が5,000人超の高齢者を支えていく。ということは、社会保障費、介護保険料、到底今の負担でやっていけるのでしょうか。まずもって不可能でしょうねと。

また、その時に近隣の市町村、水戸市であったりひたちなか、茨城町、そこが大洗よりももっと政策を早めに進めて、負担率の低かったとしたら、この大洗町、どんなに好きでも住み続けてくれ

るのでしょうか。おそらく大洗を離れていってしまうでしょう。

今、明確に見えている課題、私が先ほど提案したもの、例えば成年後見人であれば、先ほど町長もおっしゃりましたが、市民後見人を育成していくようなこと、また、決して後見制度というのは万能なものではございません。そうではない、また家族信託といった制度もあつたりとか、そういったものをアドバイスできる人、また、認知症の方を抱えるご家族が相談できる場、そういったコミュニティづくり、そういったものも必要である。そして、介護予防の分野に関しては、新たな組織再編に役立つ、そういったものを率先してやっていくような団体。そして買物支援に関しましては、ボランティアの方、それを枠を飛び越えてやっていけるような団体。私は、新たな団体というものの設立が必要なのではないのかと思っております。そこにある程度の公的資金投入やむなしというふうには思っております。今までの話は、今までの一般質問、皆さんされていたのは、なるべく町が離れてという形ではございましたが、これからの財政負担を考えると、ここはまずやむなしかなと思っております。しかしながら、そうすると、利用料をいただくことができなかつたりとか、いろんな制約が出てきます。ここを、まずはそういったところで社会福祉協議会さんのやるところと決して競合しないようにすみわけ、共存共栄というものを求めていった上で、國井町長が得意な分野でもございます。ここは専門家の活用。中小企業診断士、社会保険労務士、行政書士でもいいです。補助金、助成金に強いそういった専門家がいらっしゃいます。高齢者、障害者、子育て、そういった分野に関して補助金、助成金を出している団体というのがございます。国外部団体、また、民間の財団といったものから多く助成金というものが出ています。そういったものをそういった専門家を活用し、まず新たな団体の設立、そこを町がまず全面バックアップしていく。いずれ離れていくにしても、最初はそこが必要なのではないのかというふうには思っております。10年後、20年後を見据えた大洗独自の取り組み、そういったものが必要であり、そういったものが新町内会という組織にもつながっていったり、何らかいい方向に私は向かうのではないのかと思った上で、最後に國井町長にご意見を頂戴し、終わりにさせていただきたいと思います。

○議長（小沼正男君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 将来に警鐘を鳴らされて、明確なビジョンを掲げよという素晴らしいご提言だと承りました。これは後先になります、ニワトリが先か卵が先かですが、私もこういう組織の必要性というのは非常に感じております。ただ、これまでのように官主導でやりますと、やっぱり甘えであるとか、その依存体質であるとか、そういうものでまた同じように、今までつくった組織と同じように順繰りでいずれ重荷になって、どっかで切り離さなければならないとか、必要性がないんじゃないかとか、もっとこうしたほうがいいんじゃないかとか、これだけお金投入するのはどうかとか、そういう話になってきますので、いわゆる本来、本当に官がやるべきことは何なのかということをまずは整理をして、そして民間でできることは何なのか、それから、民間といってもいわゆる自助、共助ってありますから、また互助精神とかいろんなことがありますから、そこでやれるものは何なのかということをしつかり明確に区分けをして、今、官で実際は本来ならばこれはやらなければならないということ、今、櫻井議員が言われるように、やらなければ、もう一つ、や

らなければやらなくてもいいんだけど、やるやらないの選択のなかでやらなくてもいいんだけどやらなかったら今後もうとともとてもやれる状況じゃなくて、もっともつとひどいことになりま
すよと、病気と同じですね。そのまま放つといたらどんどんどん大変なことになりますよって
いうものについて、予防的見地から取り組まなければならないとか、そういうものをしっかりまず
は整理した上で官主導でやるのか、民主導でやるのか、私はできれば今言われたようなものにつ
いて、できるところから、始めからもう完璧なものを目指しますと、これとてもとても、それでうま
くいけばいいんですが、おそらくそこではなかなか最初の予定どおりいかなくなる話でありますの
で、できるところからやれるような組織を民間で立ち上げていただくとか、本当に櫻井議員、行政書
士として櫻井議員主導でそういうものをつくられてやられて、それに対してやっぱり公共性とい
うことがしっかりと見えてきて、やっぱり本来ならこれ、官がやらなきゃなんないものについて
は、しっかり今おっしゃるようにお金を投入すること、税金を投入すること、皆さんの理解が得られ
ると思いますので、始めから行政が旗を振って、旗を振ることは構いませんけども、最初から旗振
って、箸の上げ膳据え膳をやっていたんでは、その理念とは、最初のスタート理念と違うところへ私
は行くというのを今までさんざん見てまいりましたんで、できれば皆さん方でそういうものをつ
くっていただいて、計画であるとか、今ある組織であるとか、そういうものをしっかりとこちら側
にアプローチをしていただければ、それに対して真摯に答えていく、そして、少しずつそれが拡充
していけば、その実績を見ながら、じゃあどうやって公的資金を投入していくのか、公金を投入し
ていくのか、また、補助金を活用していくことについての町としてのオーソライズを進めていくの
かということをお自身考えたいと思いますので、大いに今ここに出ているような組織というのは、
大いに結構な話ですし、また、大いにこういうことはやっていかなければならないと思いますので、
是非主導的な立場でやっていただければと思っております。何かあればまた、まだ時間ありますん
でお待ちしています。

○議長（小沼正男君） 3番 櫻井重明君。

○3番（櫻井重明君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（小沼正男君） ここで暫時休憩いたします。なお、会議再開は午前11時35分を予定して
おります。

（午前11時25分）

○議長（小沼正男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時35分）

◇ 伊 藤 豊 君

○議長（小沼正男君） 4番 伊藤 豊君。

○4番（伊藤 豊君） 質問に入る前に、國井町長、ありがとうございます。先輩の櫻井議員に振られたので、私も一生懸命國井町長に対してありがたいの言葉を探しました。國井町長は政治家浪人中の間にですね、私からの相談に大変熱心に耳を傾けていただき、私がここに立っているのも國井町長にいろいろと相談したおかげで立たせていただいているというところで、質問者と答弁者という立場でここに立てること、そして國井町長が大洗町をこれからもしっかりと発展させていただけるように願いながら、建設的な質問をさせていただきたいと思います。どうぞ宜しくお願いいたします。

私の表題ですが、空き家対策と同時に空き地対策もというところなんです。これまで大洗町も何年も前から空き家等情報バンクが設置され、その後も国のほうでも空き家対策の推進に係る特措法など様々な空き家に対する政策は何年も前から言われてきましたが、いまだ空き家、空き地に対して決定的な解決策が出ていないというのが、全国的に見ても現状だと思います。

そこでまず最初に伺いたいのは、空き家、今までもですね大洗町としても空き家情報バンクを設置してきて今日までの流れを、まず最初に伺いたいと思います。

○議長（小沼正男君） まちづくり推進課長 渡邊澄人君。

○まちづくり推進課長（渡邊澄人君） 空き家対策、空き家情報バンクのですね流れについてご質問いただきました。

空き家バンクにつきましては、空き家、または空き地の有効活用を通じて定住促進による地域の活性化を図ることを目的に、平成23年度より運用を開始してございます。

本町の空き家等情報バンクにつきましては、空き家と空き地をそれぞれ賃貸、売買に区分けして、更に個人所有物件と仲介物件とを分類して、ホームページを通じて情報提供を図っているというような形をとってございます。

それで、平成23年度、更に26年度に空き家の利用者向けのアンケートを行いまして、空き家の所有者、当時319件だったんですけれども、その319件に対して今後の空き家対策の施策を検討をする上で必要な資料とするためにアンケートを実施して、回答数は204件と、比較的こういうアンケートのなかでは、かなり回収率が高いのかなというような形で、町民の皆さんの関心度の高さを思い知ったというようなところでございます。

それで、平成28年度に空き家の対策の計画のほうをですね、当時は事務局が都市建設課にございましたので、都市建設課のほうで町内の調査を行いましたり、あるいは協議会のほうを立ち上げまして計画のほうを策定したというようなところでございます。

さらには今年度、令和2年度からまちづくり推進課内に空き家対策を総合的に行う部署のほうを創設してございまして、それで9月補正においてですね、その空き家のですね解体・利活用補助制度のほうをですね策定したというようなところで現在に至っているというところでございます。

○議長（小沼正男君） 4番 伊藤 豊君。

[スクリーンを使用しての質問]

○4番（伊藤 豊君） その対策計画、空き家に対する特別措置法が施行されて、大洗町の空き家対

策推進協議会を経て空き家の対策計画を定めたとありまして、こちらの計画のほうを私もいただきました。これ、見づらいので、そちらはあまり読めないんですけど、ここに空家等対策計画を立てた、こちらの冊子いただきましたけど、こちらのなかと前々からあった空き家等情報バンクという文字では、戻してみると、空き家、これ3文字の「空き家」ふりがなの入った空き家なんですけど、この空家対策計画の空き家は2文字で「空家」って書いてあります。こちらの違いの統一感がないっていうのは、何かの理由があつてのことなのか、そちらを伺いたいんですけど。この空家対策計画のなかにも空き家等情報バンクの利活用を促進してって書いてあるんですけど、そちらの空き家等情報バンクの利活用促進のその情報バンクにさえ、間違っただけを使っている、これ正式名じゃないのを使ってしまっているのも、これ、課のなかで推進協議会を立ち上げていろいろやっつけていくなかで違和感はなかったのかなと思いますが、最初に都市建設課が推進協議会を立ち上げて計画をつくって、今年4月にまちづくり推進課のほうに対策計画ごと移管されたと聞いたんですが、こちら両課にお伺いしたいんですが、この言葉の使いというものはどういうことなんでしょうか。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 渡邊紀昭君。

○都市建設課長（渡邊紀昭君） 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

国で平成26年11月に策定されましたこの空家等対策の推進に関する特別措置法、こちらがですね2文字での「空家」という法律の用語になっておりまして、それを受けて町で策定しました協議会ですとか計画は、この2文字の「空家」という用語を使ってございます。その前に設立していた空き家等情報バンクは、この法律施行前ということで3文字の「空き家」ということで名称はつくられているのかなというふうに考えてございます。以上です。

○議長（小沼正男君） まちづくり推進課長 渡邊澄人君。

○まちづくり推進課長（渡邊澄人君） 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

今、都市建設課長からもございましたとおり、もともとその空き家情報バンクなんかを設けた時には、このひらがなの「き」を入れていた「空き家」というような形で運用してございまして、法律のほうがですねできた際には、その法律のほうがこのひらがなのない「空家」、2文字の「空家」でございましたので、それにあわせて協議会ですとか要綱のほうなんかも策定をしてきたというようなところでございます。法律としましては、この2文字の空家という形なんですけれども、一般的な新聞ですとか、あるいは本、書籍なんかは、両方様々使われているという形でございますので、特にひらがなの「き」を入れているから誤りであるというようなちょっと認識はございませんので、その点をご理解いただければなというふうに思っております。

○議長（小沼正男君） 4番 伊藤 豊君。

○4番（伊藤 豊君） 非常に細かい話なので、これ以上は何もないんですけど、令和2年か、今年の9月に空き家に対する解体またはリフォームに関する利活用補助金のほうにも、やはり読みやすいほうの「き」という字が使われております。でも、対策のなかに書いてある言葉は、正式名で書かなくてはいけないのかなという指摘で、これは指摘で終わらせていただきますが、この話を進めさせていただきます。

この対策計画、非常に見づらいな、これは——のなかの何ページかを私なりに抽出させていただきました。先ほど伺って、平成27年ですか、空き家に対する現状調査というものがこの対策計画のなかに数字として、データとして入っております。町が空き家と判定した件数ですね、こちら大洗の地図になっていて、分布がされているんですが、この右下の表を拡大しますと、町が空き家と判定した件数は266件、こちらの空き家に対して推進協議会のほうとか、町のほうで、その空き家について土地所有者や管理者などと連絡を取って、利活用に向けた打ち合わせなどは行ったことはあるのでしょうか。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 渡邊紀昭君。

○都市建設課長（渡邊紀昭君） 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

この266件に対しまして、平成28年度に空き家等情報バンク制度に利用をしませんかということで、こちらからアンケートを送ってございます。その結果、その空き家バンクに登録された方もございますし、また、当時の調査は個別の家一件全部を調べて、本当の利用状態まで調べていたわけではなかったもので、実際には空き家ではないよと。例えば1年に1回、帰ってきて、法事とかお墓参りの時に親族が集まるのに使っているんだというようなことで、空き家ではないということで回答をいただきして、その後、平成28年度末の段階では、概ね226件ぐらいの数字であるということで我々も把握してございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 4番 伊藤 豊君。

○4番（伊藤 豊君） この266件のうち、A判定、B判定、C判定という詳細が分かれました。これ非常に見づらいんですが、Aは空き家であるが良好であり、利活用の可能性をという感じです。B、当面の危険性はないが、判定のために詳細な調査が必要と思われる。更にC、建物が危険な状態であるか、周辺環境への悪影響があり、緊急度が高い。このBの詳細な調査が必要であるというのが146件、Cの緊急度が高いというのが29件という結果が出ております。この空き家の調査や周辺環境への悪影響の調査などは行ってきたかどうか伺います。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 渡邊紀昭君。

○都市建設課長（渡邊紀昭君） 伊藤議員の質問にお答えいたします。

町のほうでBおよびCランクと判定した空き家に対して、一律に町のほうでその詳細の調査というのをかけたことはございません。逆に、町民の方からですね、この空き家は何とかして欲しいというようなご要望ですとか、ご意見を受けて、町のほうで調査というのはかけて実際に対応したりという事例ございますが、一律な調査というのは残念ながらやっておりません。

○議長（小沼正男君） 4番 伊藤 豊君。

○4番（伊藤 豊君） この先ほどから使っている対策計画のなかのまた1ページなんですけど、空き家等の調査に関する事項と情報収集について、定期的に住民の協力を得て情報更新を図っていくものとするというのも、今の説明で十分かと思えます。さらには、空き家等情報の共有データベースの更新は、利用可能空き家と危険、管理不全空き家とに分けているが、次の図ですね、これも相当見づらいですけど、空き家に対する対策のフローというもので、右側がいわゆる特定空き家に対

する対策ということで、左側は比較的利活用促進に向けた計画となっているんですが、この図の下があるように、どちらに対しても対策推進協議会の意見や、そちらの協議を行って利活用、または特定空き家に対する対策を行うとなっております。その協議会の役割というものと、今まで協議会をどのように開催してきたかを伺いたいと思います。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 渡邊紀昭君。

○都市建設課長（渡邊紀昭君） 伊藤議員の質問にお答えいたします。

この町で定められております協議会はですね、平成28年に計画の策定に当たって2回開催しております。計画の策定後は、放置すると危険な空き家であるとして、この特定空き家を認定する場合や行政代執行の措置が必要な場合に開催する必要があるというふうに考えておりましたが、町民から空き家に対する相談というのは、これまでも何件もございましたが、各課で連携して対応することで、結果的に特定空き家に認定して行政代執行までするという段階までいかなかったことから開催はしてございません。ただですね、この協議会自体は開催しておりませんが、庁内の関係各課で構成いたします空き家等対策庁内調整会議というものがございまして、こちらにつきましては毎年度1回から2回開催し、この庁内の情報共有ですとか、個別事案の対策について協議を行い、これまでも対策してきたところでございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 4番 伊藤 豊君。

○4番（伊藤 豊君） 空き家等その調整対策会議というのは初めて聞かせていただきました。しかし、この空き家対策計画、町が定めているなかに、この協議会の意見をというところでありまして、この協議会が今、意外とないがしろというか活用されてこなかったのかなという印象を受けます。今年9月に空き家の解体、または利活用に向けたリフォームの補助金なんかも制定しましたが、そちらも今まで空き家対策をやってきた流れ、そしてまちづくり推進課に4月に対策計画ごと移管しましたが、その今回9月に出したリフォームなどの利活用補助金の何かその要綱をつくるに当たっても、まず現場の声が大事だと思います。そして、協議会を活用してこなかったということは、あまり現場を見てないのかなという印象を持たれても仕方ない。その調整会議でやっていたかというものもあると思うんですが、この協議会のなかに大洗町民の方々、地域、様々な方を15名選出してとあるんですが、そちらの方からの情報共有も意外とされてないということで、この9月につくられた利活用補助金も、もう少し現場に、地に足をつけてというか、町民目線の施策だったり、現場目線の施策展開ができていたのかもしれないし、今年9月といわずに、もっとスピード感をもって協議会も、もう28年からですか、4年前になるんですけど、その頃からしっかりやっていれば、もっとスピード感をもって、このたび9月に出した施策だって展開できていたのではないかなという、タラレバの話になってしまいますが、その点についてはどちらに聞けばいいのかな、課長としか言えないんですけど、お願いします。

○議長（小沼正男君） まちづくり推進課長 渡邊澄人君。

○まちづくり推進課長（渡邊澄人君） 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

確かにですね協議会の要綱を見ますと、基本的には空き家等対策計画の作成および変更に関する

こと、空き家等およびその跡地の活用に関すること、空き家等が特定空き家等に該当するか否かの判断に関すること、空き家等の調査および特定空き家等と認められるものに対する立ち入り調査の方針に関すること、その他空き家等の対策に関して必要な事項というところまでございまして、基本的には計画を改定したり、特定空き家ですね判断をしたりという時が協議会を開催する時なのかなというふうに考えてございます。

それで、計画の改定につきましてはですね、実は本年度の改定をもともと予定はしていたところではあったんですけども、まずは現在策定中の総合計画のほうを策定をいたしまして、そういった上位計画の内容に基づいて改定していこうというような形で、その辺の手続きは来年度行って、その際には当然この協議会を開催して議論をしていくというような形で検討してございます。

また、特定空き家につきましても、ちょっとこれまで即特定空き家に結びつくような、それがちょっとなかったものでございますので開催してなかったんですけども、その辺で今後そういった具体的な事例がありましたら、速やかにこういった協議会のほうにですねかけて検討していきたいというふうに考えてございます。

また、さらにはですね、空き家のその跡地の活用ですとかそういったところで協議会を開催するというような部分でございますので、そういったところで協議会のですね有効的な活用についても検討を図っていきたいというふうに考えてございます。

○議長（小沼正男君） 4番 伊藤 豊君。

○4番（伊藤 豊君） 今、後ろから和田議員も忙しくてできなかったんだろうと、まさにそう思いますが、第5次総合計画ができて、この特措法ができて、この計画は平成28年から平成32年まで、今年度ですね、今年度までの計画であり、というところは定期的な情報共有だったり対策だったりというのは、今年で何らかの結論は出さなきゃいけない。6次総合計画では、また、これはこの計画はしっかり32年度までに結果を残して行って欲しかったなというところは、忙しくてできなかったというところで、ちょっとそれ以上は突っ込みませんが、特定空き家のほうに話を移させてもらいます。

特措法において特定空き家と定めている、これも非常に見づらい、A B C Dと、そのまま放置すれば倒壊等、著しく保安上危険となる恐れのある状態、B、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となる恐れのある状態、C、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、D、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態、これが制定されて空き家対策計画を立ててきた大洗町です。それで町内の現状調査において先ほど言った29件のC判定とした危険となる恐れ、このなかの危険となる恐れ、または有害となる恐れなど、この4項目に基づいたことでC判定とし、緊急性が高いという29件にしたと思うんですが、それはその29件に関しては、その時は危険だと思った。問い合わせしたらどうなったっていうのは、減ったのか、増えたのかとか、そういうことは協議はされてきたのかということ伺います。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 渡邊紀昭君。

○都市建設課長（渡邊紀昭君） 伊藤議員の質問にお答えいたします。

この特定空き家の定義というものが先ほど伊藤議員からも紹介していただきましたけども、どれもですね倒壊等でその保安上危険となるだけではなく、「著しく」という表現がついてまして、この特定空き家にするというのは、基本的には本当に行政代執行までいくことを前提とするということですので、そのC判定、町でいうC判定だからといって必ずしもこの特定空き家に直接該当するものではないというふうに考えてございます。ただ、実際にC判定なったもので我々のほうで行政指導というお願いをしてですね、行政代執行にいくまでに実際に所有者の方に取り壊していただいた家屋というのはやはりございまして、そういった形で今、C判定の最新の平成31年段階では、ちょっと今32件ということで、減ってはいなく増えてはいるんですが、特定空き家に直接該当する建物は無いというふうに考えてございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 4番 伊藤 豊君。

○4番（伊藤 豊君） ひとまずは対策をしたということですが、この対策計画のなかにも情報を更新しながら速やかに広報紙とかホームページなどで更新していくと。空き家が何件あるとか、特定空き家が何件該当しますという情報じゃなくて、この対策計画も本来であれば大洗のホームページに開示するものかなという流れで最初協議会で話し合ったと思うんですけど、それ以降、もう全然なされていないんですよ。何の情報を出すのかなど。この対策計画をつくって、結局内部で終わってしまっている。町民にも開示する、ホームページにも開示するというのは、何をもって開示するかというと、都市建設課ではないし、まちづくりでも今のところは見当たっておりません。それは間違いないでしょうか。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 渡邊紀昭君。

○都市建設課長（渡邊紀昭君） ホームページのほうに今載っていないというのは確かでございますが、ちょっと過去の経緯を私も確認したわけではございませんが、きちっと公表をして、町民の皆様様に説明すべき案件だったということは我々も認識してございます。申し訳ありません。

○議長（小沼正男君） 4番 伊藤 豊君。

○4番（伊藤 豊君） そこまで言うていただかなくてもよかったですけど、あまりこのことばかりあれなんで、ちょっと方向を変えて、遡ったことなりますけど、平成23年ですか、空き家等情報バンクが制定されました。この情報を載せるに当たって、土地や建物に対する提供者ですね、提供者のほうも町に対する書類ですね、一般的に、自分のうちを売りたい、土地を売りたいというと、町の不動産屋さん、町とは限らず不動産屋さんにも相談する時は、もう相談だけで登記簿は不動産屋さんのほうで取り寄せてくれたりというのが町の空き家等情報バンクのところには、自分で謄本を持ってきて、更に窓口に来て利用登録、誓約書なんかも、こちらサインをしていかなくちやならないと、非常に複雑であります。そして、町の空き家等情報バンクに問い合わせをして、今度は解体費等が来たとしても、解体費等もまた同じような書類、誓約書なんかを書いて、利用登録台帳に登録し、登録通知により当該申込者へ通知する。これ非常に使い勝手が悪そうな、一般的に考えたら、不動産屋に相談したらいいじゃないかって思うんですけど、この辺の双方、土地・建屋を提供する方、または利用したい方がすぐ利用できるようなって、そちらの双方の声は、利用者の声は拾

えているか、まちづくり推進課ですね、お答え願いたいと思います。

○議長（小沼正男君） まちづくり推進課長 渡邊澄人君。

○まちづくり推進課長（渡邊澄人君） 今、空き家等情報バンクについてご質問をいただきました。

こちらにつきましては、議員ご指摘のとおり、こういった書類ですとか、特に登記簿謄本、その登記簿の証明書ですね、そちらのほうがあるのは煩雑ではないかというような意見だったと思うんですけども、個人で空き家を登録いただく時にはですね、やはり対象物件の正確な情報を確認するとともに、権利関係に問題、例えば個人の所有者かどうかということですか、あと担保物件が設定されていないかどうかというようなところもきちんと確認をする必要がございますため、所要の申請書のほか、不動産登記の全部事項証明書のほうの提出をお願いしているというようなところでございます。

やはり町のその役場内ですね完結するものでありますれば、その辺の軽減策というのは、もう極力とっていきたいとは思いますが、登記簿関係となりますと法務局のほうになりますので、そちらのほうにつきましては、現在のところ所有者の方にその辺はお願いをしているというようなところでございまして、やはりそこは行政で、町として登録する以上、何かの間違いがあってはいけないというようなところもございまして、ご理解をいただいているというようなところでございます。

あとさらには、申請後に町において大洗町暴力団員等排除条例に規定する暴力団員等に該当するか否か、そういった警察照会なども行ってございますので、それは利用者も登録者も両方に対してですね行ってございますので、そういった手続きが必要であるというところは、ご利用を希望される方に十分に説明した上でご理解を得ているというようなところでございます。

それで、今までですねちょっと登録が複雑でできないよですとか、もっと何とかならないのかといったご意見のほうはですね、特にいただいているというふうにはちょっと聞いていないところでございまして、今後、改善すべきは極力改善はしていきたいところではあるんですけども、利用者の方にご理解いただきながら改善すべきは改善して、空き家バンクの登録のほうですねさらなる拡充を図っていきたいというふうに考えてございます。

○議長（小沼正男君） 4番 伊藤 豊君。

○4番（伊藤 豊君） スムーズに使われていくことを望むんですが、この何でしたっけ、申請用紙もまだ、私も先週、大洗町からダウンロードさせていただいたんですが、このまだ町長の名前のほうがまだ変わっていないと、そういうのもスムーズな登録という点では、どちらが訂正印、押さなくちゃなんないのかってなってしまうと思うんですけど、それは置いといて、空き家等情報バンクの設置要綱に対してですね、空き家または空き地と両方もしっかりやっただいただいているとは思いますが、この空き地に対して、空き家だったらもう使えるか使えないかは外から見、中を見るまでもない、家なんかは登録できないと思うんですけど、空き地に関しては、例えば現状と申請する時、写真持ってきてもらったりするんでしょうけど、雑草等が繁茂して近隣トラブルとなっているか、そのトラブルになっているかどうかはわかんないと思うんですけど、また、相続がうまく

なされてない。それは登記簿見ればわかるかもしれないんですけど、その辺の基準っていうのはどうしているんでしょうか。

○議長（小沼正男君） まちづくり推進課長 渡邊澄人君。

○まちづくり推進課長（渡邊澄人君） 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

ちょっとですねこの様式です、この1番が直っていないというのは、誠に恥ずべき状況であると考えてございますので、ここは至急、修正はしたいというふうに思っております。

それで、その空き地につきましてご質問いただいたところであるんですけども、空き地につきましても先ほどの空き家と同様に町内に存する空き家、空き地のその利用を促していくためというところがございます、所要の手続き、こういった申請書類ですとか、先ほど申し上げましたような手続きをお願いして図っているというところでございます。

さらには、条件につきまして、設置要綱等に明示まではしてはいないところなんですけれども、登録いただいた土地を将来、住宅や店舗等のために利用することに鑑み、面積ですとか接道要件、そういった建築基準法等、諸法令に照らして適格な土地のみをお受けするものとして、不適格な土地につきましては申請段階で今のところお断りさせていただいているというふうなところでございますので、ご理解いただければと考えてございます。

○議長（小沼正男君） 4番 伊藤 豊君。

○4番（伊藤 豊君） 申し込み来ても、結局は役場の職員が現地に行ったりしなきゃならないということで、昨日、和田議員からも質問でも話題に上がったんですが、私も空き家等情報バンクに関して個人の見解として言わせていただければ、不動産の物件が流通して地域経済、また、大洗町の活性化されることは大いに歓迎はしますが、町かですよ、町が不動産業者と同じこと、同じではないんですけど、ほぼ同じことをしているということには疑問を感じます。特に現在ですね掲載中の空き家情報バンクに登録されている空き地、これに関しては3件ぐらいありましたけど、誰が見てもとか、私の個人の感想になってしまうかもしれませんが、誰が見てもこの土地が賃貸とか売買に至るとは到底考えにくい土地でありましたね。この土地をお持ちの方がここにいらっしゃったら大変失礼なんで先に謝っておきたいんですが、現実問題として土地の写真は1枚しかなかった。そして、価格に関しても全て応相談となっています。先ほど、使いづらいかもしいと私の言った利用者側への登録、サイン、通知などの手間を考えると、すぐに問い合わせがあっても現地に案内できる状況とかいうそういう流れではないと私は思います。國井町長がよく使う言葉を使わせていただくと、餅は餅屋、町が空き地や空き家の情報を扱い、不動産業者の手伝いをするというよりは、困っている土地所有者がいれば、要綱を定めた空き家の解体、リフォームの利活用補助金を勧めるとか、低未利用地の譲渡に関する税制の緩和策を勧めるだとか、さらには移住を考えている方に定住促進策を教える、そして土地利用の促進を図るための案内役という形が本来の形ではないかと考えます。そして特に民間の賃貸アパート、こちらに掲載をされております。大洗町の空き家等情報バンクに。これで照会できて件数が上がったからといって、町にもともと、何をやっても町の税収というか直接的な収入はないんでしょうけど、この民間のアパートまで掲載して空き家等の

情報バンクが活性化されていると考えるのはいかがかなと思いますが、こちらに関して、課長お願いします。

○議長（小沼正男君） まちづくり推進課長 渡邊澄人君。

○まちづくり推進課長（渡邊澄人君） 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、今掲載中の空き地についてどうなのかというようなところがございましたけれども、現在登録している空き地につきましては、ちょっと調べたところ3件掲載しているところなんですけれども、本年度に入り、うち2件について問い合わせをいただきまして、そのうちの1件については現在、所有者と利用希望者の間で交渉中となっておりまして、こういった動きから見てもですね、いろんな見方で一方の人は魅力的ではないと思う方もいれば、一方の人は魅力的と思う方もいらっしゃるもので、必ずしも売買に至るとは考えにくい土地を掲載しているというふうには考えていないというようなところでございます。そこはいろんな利用希望の方の主観によるものかなと思いますので、このあたりにつきましては利用希望者に懇切丁寧に説明はしていきたいというふうに考えてございます。

また、空き家バンクがですね現状、民間のその不動産のものをそのまま扱っているだけの状況なのではないかというようなご指摘をいただきましたけれども、確かにですねそういったご批判をですね利用者からいただいていると、そういうご意見があるというところについては十分認識はしているところではあるんですけれども、町の見解といたしましては、空き家バンクの一義的な目標は、現在、町における空き家、空き地の有効活用を通して定住促進による地域の活性化を図ることというところでございまして、必ずしも民間不動産のものを排除しているというような必要はないというふうに今のところは考えてございます。

また、空き家バンクのですね対象となる物件を、できるだけ多くの方に登録していただくためにも、民間不動産の方のご協力をいただいているところではございまして、町内において宅地建物取引業を営む事業者が町の空き家等情報バンク制度の趣旨に賛同していただける場合には、大洗町空き家等照会に係る事業者登録制度に登録していただくようお願いをして、それで登録をしてもらっているというところでございます。

一方ですね、もちろん議員からいただきましたご指摘のとおり、空き家等の処分に困っている個人の所有者の方に対してですね、なかなか不動産屋にも扱ってもらえないようなそういう空き家の所有者の方に対して登録を支援していくというところは、非常にそこは重要であると考えてございまして、本年10月からスタートしました空き家解体・利活用事業補助金の活用ですとか、相談体制のさらなる充実を図ることで制度利用者に空き家バンクの登録を促してまいりたいと考えてございます。

また、空き家バンクの全体のところでございまして、今後、町単独で経営しているような形が果たしてよいのかというような議論もございまして、国土交通省が推奨する全国版空き家バンクへの移行のほうをですね、できるかどうか今まさに検討しているところというところでございまして、移行により、より多くの希望者とのマッチングが進んでいくのではないかと考えてございます。

以上申し上げた取り組みを継続していくことで、個人所有の空き家、空き地の登録物件を増やして、空き家等に係る不動産取引の流動化、活性化を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小沼正男君） 4番 伊藤 豊君。

○4番（伊藤 豊君） 失礼いたしました。全然動かない土地だと思ったら、意外とあったんですね。その、しかしですね、一昨日の補正予算の時に空き店舗に関してどこまでやるのかというのも、この私が先ほど最後に言った賃貸アパートの件なんですけど、空き家は空き家でもアパートも空き家に該当するんでしょうけど、困っている空き家と土地に対して、空き家等情報バンクができたところの拡大なのかなと。民間アパートの一部屋、一部屋を載せてしまう、また、借家を載せるというのは、拡大したのかなという感じを得るので、そこは協議はしていきたいと思います。今日は聞きません。

方向を変えて質問させていただきます。

表題にあったとおり、私は空き家と空き地に関して、同時に対策をとということで、今度は生活環境課へ主に質問させていただきます。

改めて、これまで町がですね空き地に対して、先ほどの空き家の現状調査のような、さらには地籍調査とセットにとか、空き地に対しての現状調査というものは行ったことがあるでしょうか。

○議長（小沼正男君） 生活環境課長 磯崎宗久君。

○生活環境課長（磯崎宗久君） 伊藤議員のご質問ですが、空き地に関しての調査ということでございますけども、単に空き地だけを調査するというようなことはしたことはございません。以上です。

○議長（小沼正男君） 4番 伊藤 豊君。

○4番（伊藤 豊君） 現在のところないというところですが、私が政治活動の一環でもあります町の人々の声を聞く機会は多からず少なからずというところは、皆さんよりは多いのかなとは思いますが、この人たちの声の困り事なんかもよく聞かせていただくんですが、私のなかでは困り事で多いのは隣地とのトラブルにはなっていないですけど、特に雑草とか樹木が隣の家からはみ出してきてるんだと、これどうしたらいいのかなというんですけど、隣近所ですね、良好な関係でいたいと思うことから、役場に言うとか消防に通報するとか、そこまでは至っていないというケースもかなり多く見受けられました。これに関してですけど、空き地に対する苦情というものは、町で把握しているだけではどのくらいあるのかという件数をお伺いしたいと思います。

○議長（小沼正男君） 生活環境課長 磯崎宗久君。

○生活環境課長（磯崎宗久君） 空き地に関する苦情ですね、我々生活環境課のほうで対応しております。やはり今、議員おっしゃるようになりますね、隣の空き地に雑草が繁茂してて害虫の発生する恐れがあるというようなことで対応をしていただけないかというような相談、こちらのほうの件数なんですけども、平成30年度は延べ56件、令和元年度でいいますと延べ97件、今年度もですね11月までで36件の相談を受けております。その相談の件数ということで参考までに申し上げますと、消防本部でもですね火災予防の観点から枯れ草放置に関しては改善を求める通知を出しているという

ところでございますので、消防本部のほうでもですね平成30年度は延べ119件、令和元年度でも延べ100件の通知を出しているというようなことでございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 4番 伊藤 豊君。

○4番（伊藤 豊君） 先ほどから空き家と空き地を対比して、対比はさせてもらってないんですけど、先ほどから出してるこの対策計画のなかに、空き家の対策計画、空き家等に関する相談体制の充実、これを図っていくとしていて、そこには様々な立場の人から相談が寄せられますとあってあります。これは自分の土地の空き地、空き家ですね、空き家、または隣地の空き家に対する全般的な相談もあると思うんですが、空き家に対する苦情っていうのはどれぐらいあるのか、その辺は把握されてますか。まちづくり推進課長かな。

○議長（小沼正男君） まちづくり推進課長 渡邊澄人君。

○まちづくり推進課長（渡邊澄人君） 現在、今年度、空き家に対する苦情というのは、概ね2件程度あったというような話は聞いてございまして、その件は具体的な法的措置ですとかいうようなところには至っていないというふうには聞いてございます。

○議長（小沼正男君） 4番 伊藤 豊君。

○4番（伊藤 豊君） この空き家に対する相談というか苦情というか、こっちの空き地に対する苦情というのは、明らかに空き地に対する苦情、トラブル、悩み事というのが多いんじゃないか、肌で感じているだけではなくて数字でも出ているんじゃないのかなと思います。

では、その消防が対応した、通知を出した100件、または生活環境課で出させていただいていくその空き地に対する苦情なんですけど、通報というかその連絡があって役場の対応としては、その土地所有者に対してどのような対応をされていると。その空き家に関しては特措法もあって様々な対応が可能だと思うんですけど、空き地に対してはどのような対応があって、その対応の根拠というものはどこにあるのかお伺いします。

○議長（小沼正男君） 生活環境課長 磯崎宗久君。

○生活環境課長（磯崎宗久君） 空き地に関する相談の対応ということですけども、私どもの生活環境課といたしましてはですね、当該土地の所有者の方が誰なのかということを経済局のほうで調べて、所有者の名前、住所ですね、そちらを調べまして、環境改善の依頼文を郵送してございます。内容としては、具体的に例えば雑草が繁茂して害虫が発生する恐れがあるよというようなことで相談があれば、その内容を通知文のほうに書きまして、併せて現状の写真のほうも添付をしてですね、環境改善を図っていただきたいというようなお願い文のほうを出しております。その際にですね、以前、土地の所有者の方から何で役場がこういうことをしてくるんだというようなことを苦情ですね受けたことがありまして、やはりお互いの土地、隣合った土地の所有者同士の問題であろうということで、相談者の方にお断りをして、例えばですね相手方にあなたのお名前、連絡先を書いて改善を求めるといって、お互いに相談していただければいいかということをお話してですね、それで通知文のほうにお名前と電話、連絡先を書いていただくということもお勧めしております。やはり役場がそこに、間に入ってですねお話をすることだと、ちょっと話がこじ

れてしまうということもありますので、できれば当事者同士で問題を解決していただきたいということで通知文のほうにも相手方のお名前のほうを書かせていただいたりというような対応をさせていただいております。

それと、行政のほうがですね、役場のほうがそういった通知を出すというようなところでの根拠というお話かと思うんですけども、我々条例のほうでもこの環境美化の推進に関する条例というものがあまして、土地所有者とは土地の適正な管理と環境美化に努めなければならないというような文言ありますので、ここの趣旨からしてですね土地所有者の責務ということでありますので、土地の適正な管理ということを我々のほうからも土地所有者のほうに求めているというようなことでございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 4番 伊藤 豊君。

○4番（伊藤 豊君） その根拠、くどくどと私も聞かせていただきました。申し訳ないです。

大洗町環境美化の推進に関する条例、4条については町民等の責務というのは、ごみ等の散乱を防止するため。その先ほど言った6条の土地所有者の責務、この第1項ですね。土地所有者等は、その所有し占有し、または管理する土地におけるごみの投げ捨てを防止するため書いてあるんですね。当該土地の適正な管理と環境美化に努めなければならない。その2項には、土地所有者等は、その土地、建物、または工作物にごみが捨てられ、または落書きがされ、貼り紙、チラシ、その他これらに類するものが放置されているため、地域の環境美化の維持が阻害される状況にある時は、これを自らの責任で処理するよう努めなければならない。これは大分冷たい言い方ですね。投げ捨てられても自分で処理しなよってという感じなんですけど、この第1項の当該土地の適正な管理と環境美化に努めなければならないという文言の前に、ごみの投げ捨てを防止するためについてるんです。これは別々に考えて、そのように対応していると思うんですけど、私はそうは取りません。この環境美化の推進に関する条例というのは、ごみ、空き缶、たばこの吸い殻、包装紙、その他ペットのふん害、落書き等、全くこの土地のなかの空き地だったりするところの樹木や雑草に関してうたっているには取れないんです。って私が言い切ってもあれなんですけど、どっちかという、環境基本条例のほうに近い条文があるのかなと思って、19条の快適な生活環境の確保、これの5項に、町は空き地および廃屋、ここは廃屋となっております。今でいう空き地、空き家のことだと思いますが、この廃屋が放置されることによって生ずる防火上、防犯上、その他環境の保全上、支障を防止するために必要な措置を講ずるものとする。こちらのほうが空き地に関しては問題を捉えているのかなと私は思います。でも、この条文でも廃屋ですね。空き地に関する定義がなされていないと、必要な措置を講じる前の調査だったり聞き取り、また、立ち入り調査にする権限などは、こちらでは定められていないんですが、それで運用していけるのかなと。また、町の火災予防条例についても空き地に関して防火だったり防災について触れていますが、こちらは担当課も違うので深くはいきませんが、この空き地に対して大洗町とほかの自治体と比較させてちょっと検討をしていただきたいことがございまして、水戸市の例を参考にさせていただきたいと思います。大洗町、大体何を調べるにも目的地があれば目的地のなかの何々と調べると思うんですけど、大洗町、空き地で調べる。

これ、空き地って調べるのは不動産ではあまり有り得ないと思うんです。不動産だったら、アパートや戸建てとか土地だったりするので、空き地っていうのは、もう何ていうんだらう、そもそもトラブルにつながってしまうようなものなのかなと思うんですけど、大洗町と空き地で2つを入力して検索すると、大洗の空き家等情報バンクにたどり着きます。しかし、この水戸で、この非常に薄く見づらいいんですけど、水戸で水戸の空き地と検索すると、上のほうなんです。本当に薄く見えないんですけど、「近隣の空き地等にお困りの皆様へ」と、水戸市では空き地等の管理の適正化に関する条例、この下にリンクが貼ってあって、その条例のホームページに誘導されていくんですけど、このホームページの中ほどにも書いてありますが、ここでは「空き地等とは」と、このしっかり言葉の定義もされております。現に人が使用していない土地であって、農地や山林、資材置き場などではないと。そして、水戸市ですね、市が近隣トラブルの仲裁に入ることもないし、強制的な除草や枝払いなどを行うものではない。これもしっかり書いてあります。もちろん近隣トラブルの解消を目的としてはいない、それはもちろんだと思います。しかし、この条例を定めること、この空き地の管理に関する条例を定めることで、土地所有者の責務をしっかり明確にしております。近隣のトラブル、火災、犯罪、害獣ですね、害獣の繁殖などを未然に防止することをしっかりと明記している条例です。先ほどから申してますが、空き家についてはいろいろと補助を出して政策展開をしていますが、空き地に関しては私はそれほど重きを置いていないのかなというところに思います。今年9月にできたところも、建屋が建っている土地を更地にして利活用してくださいねというのは補助では出しましたが、建物を建てて、更地にして、使い道がなかったら税金が更に上がってしまうと。これはもう承知の事実です。これからも、これまでもですけど、人口減少は続いていて、空き家、空き地というものはどんどん増えてきてしまっているのは、もう目に見えていると思います。そのなかでも空き地は空き地、そのまま税金は入れればいいのかなというふうに放置はしないでいただきたいなと思って、住民に寄り添うという観点からも、誰も相談に乗ってくれないとか、相続がうまくいなくて、これを放置してしまうと、そういうことがないように皆様というか町のあたたかい対応を願うばかりで、管理が不十分な空き地、または近隣とのトラブルにならないように、町の環境が害されないように、防犯上、防災上の観点からも、町として空き地に関する条例を定められることが私はいいいんではないかと思いますが、こちらを一緒に考えていただけるといいでしょうか。環境課長、お願いします。

○議長（小沼正男君） 生活環境課長 磯崎宗久君。

○生活環境課長（磯崎宗久君） 議員からですね空き地等の管理の適正化に関する条例、水戸市を例に挙げていただきまして、町でもですねこういった条例化をすべきではないかというようなご提言かと思っております。

今現在ですね、やはり議員からご紹介ありましたように、環境美化の推進に関する条例であったり、環境基本条例、こういったところを我々目的を達成するために、例えば空き地の対策とかもしておるところでございますけども、やはりですね先ほどもちょっとご答弁させていただきましたけども、空き地に関して我々行政が介入すべきかどうかということに関してですね、やはり基本は、

水戸市のホームページでもそうでしょうけども、やはり土地の所有者同士の問題というところがあって、あまり行政が介入することによってですね問題をこじらせてしまうんじゃないかというところ、水戸市のホームページにも書かれているというところがございます。ですので、条例を定めることでですね土地の所有者の責務というものを明確にすべき、そのためにも条例化というところをご提言かと思えますけども、必ずしもその条例化がですね土地の所有者の責務を明確にすること、果たしていかがかないというふうにもちょっと思えます。現状でもですね、空き地に関する条例がなくともですね、我々は町民に寄り添ってですね、問題があれば通知文を出すとか、解決に向けての手助けをしているというふうに考えておりますので、あくまでもそのサポートということにですね努めておるところでございますので、今後とも引き続き困っている町民の方にはですね、助言なり支援に努めていきたいといふふうに考えております。あえて条例を制定するかどうかについてはですね、現状ではあまりその効果が飛躍的に上がるというには、ちょっと今のところ考えてございません。以上です。

○議長（小沼正男君） 4番 伊藤 豊君。

○4番（伊藤 豊君） もちろんです、その条例というものは非常に重いもので、そんな簡単なものだと思ってないんですけど、実際問題として私も先ほどから住民の苦情だったり悩みは聞きました。商店街のなかの真ん中にある空き地だったり、隣の土地の竹林が年々地滑りしてるけど、いつうちの土地が削られちゃうかわかんないとか、竹の根っこが隣の家からうちまでもう入ってきちゃってるとか、それと空き地から草が出て、通学路出てるよとか、そういう問題とか、これはもう様々な問題があるので、全てが全てすぐにきれいに解決できる問題ではないと思いますが、トラブルになったところに条例は当て込めない、それはもちろんですけど、そのトラブルをもともと未然に防止するために町民の責務を定めるというのは、私は条例とは言いました。それは要綱でも規則でもそれは構いませんが、トラブルになってから対応しているというのが役所の考えというか、その通知出すとかというのも、苦情があったことに対してその土地所有者に出すという考えではなくて、そもそもきれいに管理してくださいねという条例を制定してはいかかという提案なので、そちらはしっかりと考えていただければなと思います。本当に時間がなくなってしまいました。

最後に町長からもお話いただきましたかったですけど、私の話で終わりそうですね。

もう一步踏み込むというか、先ほどのこの流れ、全体的な流れで、空き家と空き地に関してですけど、先ほど触れた空き家に対する解体、またはリフォームについての補助制度を今年9月につくりました。これは、一方であれば、古い建屋があるところを更地にして利活用。その更地にする解体費用に30万円を出します。その後の利活用がなされれば、その更地に対してプラスして20万円出します。一方でいえば、現に更地である空き地に対しては何もないというところもあります。今、建物が建ってて更地にして利活用するなら20万円プラスします。制度の趣旨の違いはもちろん承知はしますが、違う角度から見れば、更地にする、もともとの更地、これを更地に関していうキーワードは一緒で、こちらはもうどちらかには補助してます、してませんという、この片目をつぶった補助かと思われかねない。これは制度趣旨が違うので言い分はいっぱいあると思うんですけど、こ

の特に困ってる土地、空き地というのは、狭い土地がよっぽど多いわけでありまして、今相続されてなかったら相続費用を捻出するのに、相続費用かけても実際に売れる土地の値段、そっちのほう
が全然安くて、今手がつけれないとか、今できない。これどんどん大きい問題になってきてしま
うと思うんですけど、そんな空き地に対して何か政策展開ができないかなというところを、ここで
町長に質問をしてしまうと時間オーバーになってしまいますので、これは私の願いとして、そのよ
うな空き地に対して住民に寄り添った政策展開をお願いして質問を閉じたいと思います。ありが
とございました。

○議長（小沼正男君） 以上をもちまして、町政を問う一般質問を終了します。

◎散会の宣告

○議長（小沼正男君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終わりました。

次の本会議は、明日3日午前9時30分から、3名の議員による町政を問う一般質問が行われます。

本日は、これをもって散会といたします。

各位大変ご苦労様でした。

散会 午後0時18分